

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【提出先】** 関東財務局長殿

**【提出日】** 2022年3月18日提出

**【計算期間】** 第22期（自 2020年12月22日 至 2021年12月20日）

**【ファンド名】** ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン  
（債券重視型）  
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン  
（標準型）  
ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン  
（株式重視型）

**【発行者名】** ニッセイアセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大関 洋

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

**【事務連絡者氏名】** 投資信託企画部 茶木 健

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

**【電話番号】** 03 - 5533 - 4608

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

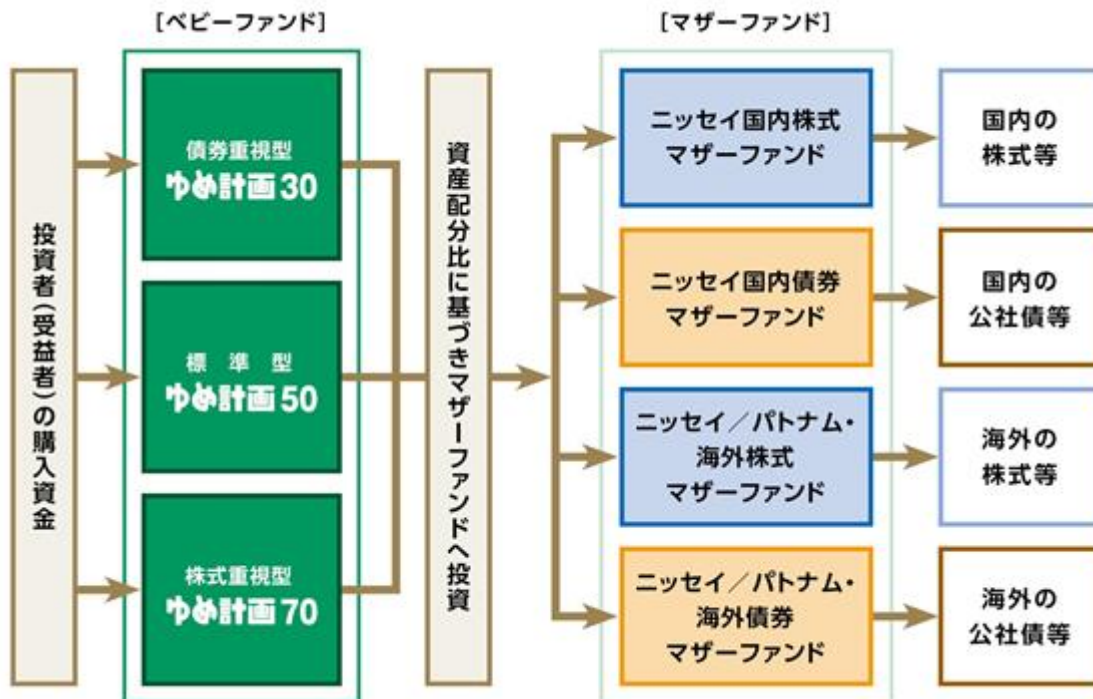
###### 基本方針

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### ファンドの特色

マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

- ・各ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



投資資金の目的や投資可能期間などによって3つのファンドからご選択いただけます。

- ・株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク（価格の変動）が大きくなる傾向があります。
- ・各ファンドの資産配分比は、原則としてその変動幅を±5%以内（国内債券は±10%以内）に抑制します。
- ・外貨建資産には、原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ/パトナム・  
グローバルバランスオープン  
（債券重視型）：ゆめ計画30

収益性よりも安定性を重視し、債券へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を30%程度に、外貨建資産の実質組入比率を20%程度にそれぞれ抑制し、比較的安定した収益の獲得をめざします。



ニッセイ/パトナム・  
グローバルバランスオープン  
（標準型）：ゆめ計画50

安定性と収益性を共に追求し、株式、債券へ概ね50%ずつ投資するファンドです。株式の実質組入比率を50%程度に、外貨建資産の実質組入比率を30%程度に保ち、中位のリスク・リターンをめざします。



ニッセイ/パトナム・  
グローバルバランスオープン  
（株式重視型）：ゆめ計画70

より積極的に収益を追求し、株式へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を70%程度に、外貨建資産の実質組入比率を40%程度に保ち、積極的な運用で値上り益を追求します。



・上記の各資産の組入比率は、各マザーファンドへの基準資産配分比を表しています。

国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが行います。

ニッセイ国内株式マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
  - ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
  - ・グロース投資（成長株投資）、バリュー投資（割安株投資）などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。
- ニッセイ国内債券マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）
- ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
  - ・原則として、投資適格債への投資により、信用リスクを抑制します。

投資適格債とは、債券格付（債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度）がBBB格相当以上の債券です。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
  - ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター（業種等）・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
  - ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）
- ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
  - ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
  - ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは、パトナム・インベストメンツのグループ会社です。

## パトナム・インベストメンツの概要

パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。運用資産は約1,968億ドル（約22兆円）、投信残高は約965億ドル（約11兆円）の規模を誇ります。

設定済み投信は70本以上、また約300万人の投資家を有しています。

ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を183名有しています。

無手数料でスイッチングが可能です。

- ・ 資金づくりの目的・投資可能期間などの変化に応じて、3つのファンド間で自由に無手数料でスイッチングができます。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。なお、換金するファンドの解約金の差益に対しては税金がかかります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示していません）。

### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ( )
	内 外	資産複合

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般	年1回	日本		
公債	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
社債	年4回	欧州		
その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分固定型))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング		

## 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

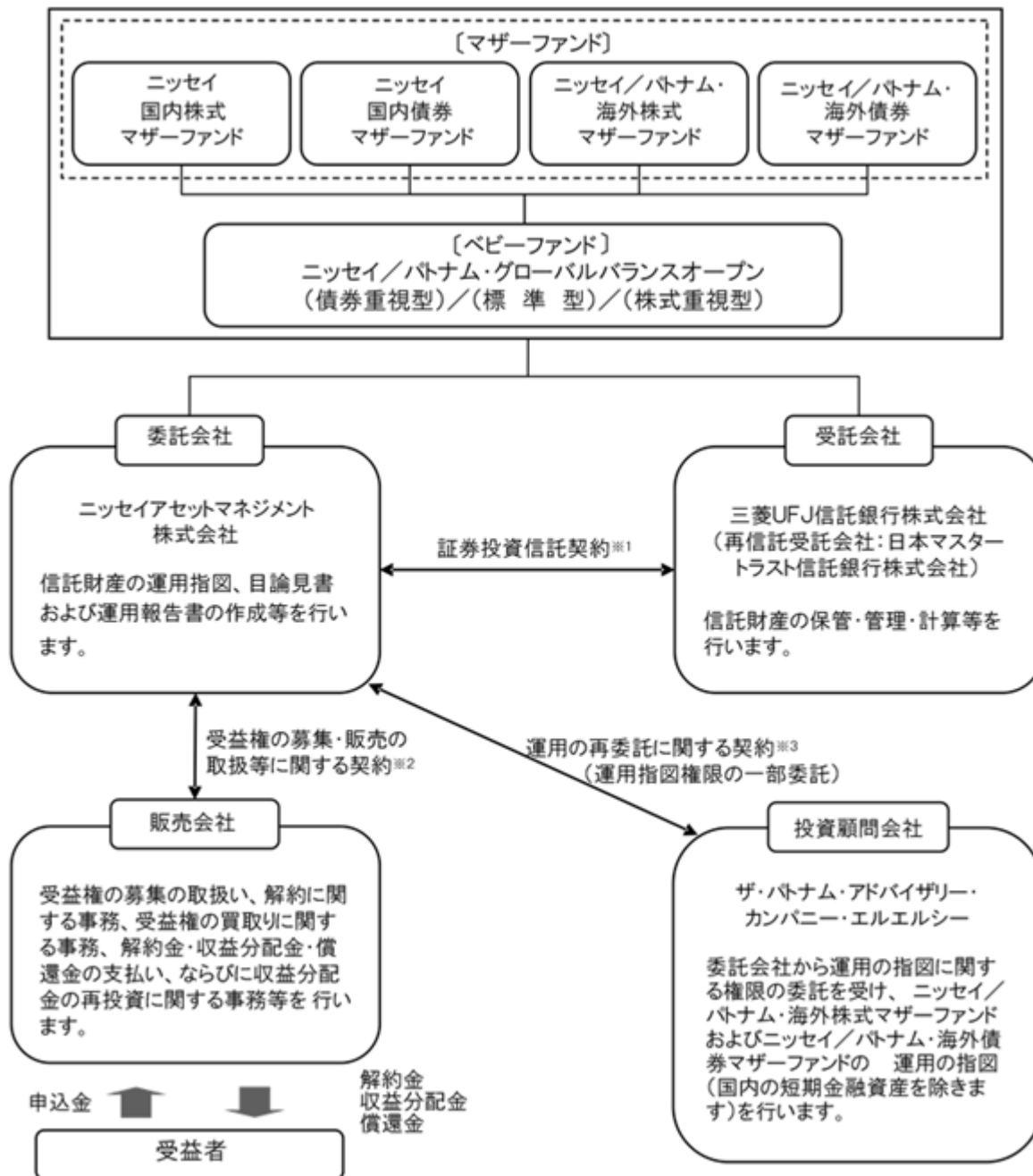
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## （2）【ファンドの沿革】

2000年1月14日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

## 委託会社の概況（2021年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
  - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
  - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドに投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

	国内株式 マザーファンド	国内債券 マザーファンド	海外株式 マザーファンド	海外債券 マザーファンド	短期金融資産
債券重視型	20%	55%	10%	10%	5%
標準型	30%	35%	20%	10%	5%
株式重視型	40%	15%	30%	10%	5%

基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%（ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%）以内に変動幅を抑制します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

(参考)マザーファンドの概要

---



## ニッセイ国内株式マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

## b 投資態度

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)が公表する株価指数で、東証1部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。TOPIXは、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

東京証券取引所の東証1部、東証2部などの市場は、2022年4月に新しい市場区分への再編が予定されています。これに併せ、TOPIXの算出方法についても変更が予定されています。

銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。

投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。

ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

### (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

### (2) 運用方法

#### a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI国債 をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

NOMURA-BPI国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネジャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向およびその見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

### (3) 投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCI KOKUSAI指数（円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

MSCI KOKUSAI指数とは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

## (1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます)を委託します。

各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ( 2 ) 【投資対象】

## a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

- ニッセイ国内株式マザーファンド
- ニッセイ国内債券マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
- ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

## b 約款に定める投資対象

## 有価証券

主に下記 1 . から 4 . までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドならびに次の 5 . から 26 . までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

- 1 . ニッセイ国内株式マザーファンド
- 2 . ニッセイ国内債券マザーファンド
- 3 . ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
- 4 . ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
- 5 . 株券または新株引受権証券
- 6 . 国債証券
- 7 . 地方債証券
- 8 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 9 . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
- 10 . 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます）
- 11 . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます）
- 12 . 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます）
- 13 . 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます）
- 14 . コマーシャル・ペーパー
- 15 . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
- 16 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、 5 . から 15 . の証券または証書の性質を有するもの
- 17 . 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます）
- 18 . 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます）
- 19 . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます）
- 20 . オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります）
- 21 . 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます）
- 22 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 23 . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
- 24 . 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます）
- 25 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26 . 外国の者に対する権利で 25 . の有価証券の性質を有するもの

なお、5.の証券または証書、16.および21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券ならびに16.および21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17.の証券および18.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

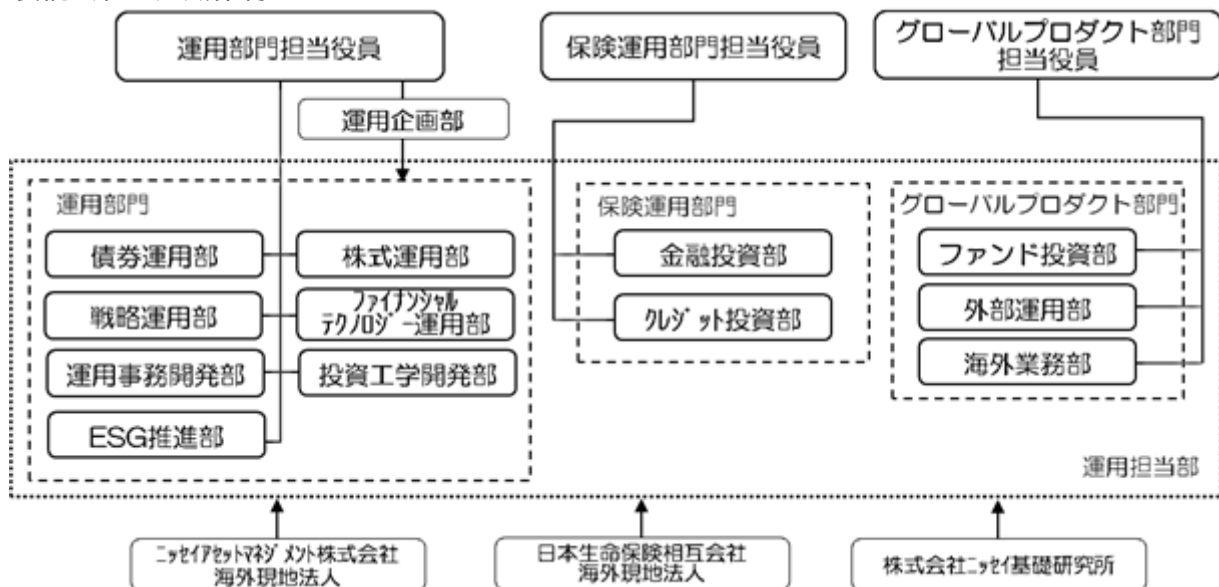
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

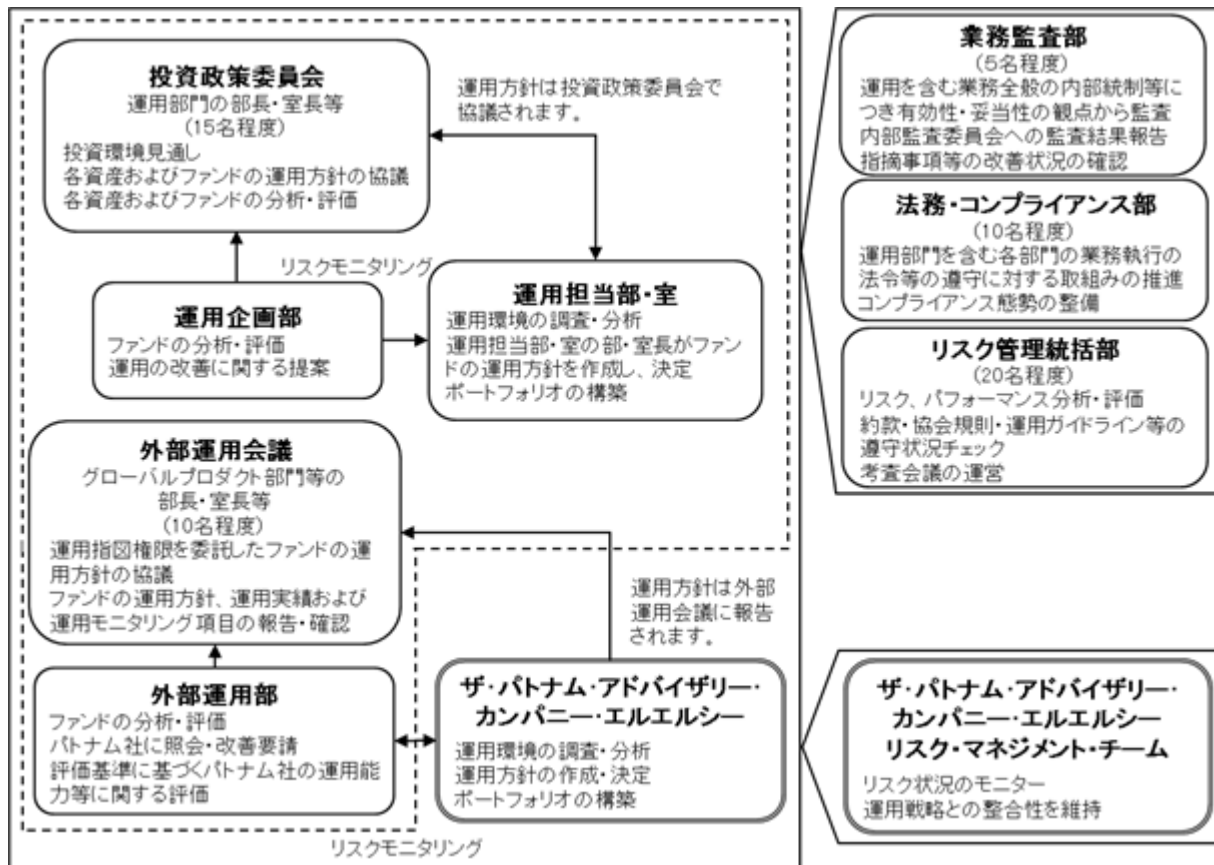
### （3）【運用体制】

#### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

## 内部管理体制および意思決定を監督する組織



## &lt; 受託会社に対する管理体制等 &gt;

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲  
経費控除後の利息・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
2. 分配対象額についての分配方針  
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 分配時期

毎決算日とし、決算日は12月20日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

## 支払方法

## &lt; 分配金受取コースの場合 &gt;

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

## &lt; 分配金再投資コースの場合 &gt;

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

## a 約款に定める主な投資制限

## 株式への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の45%以内
標準型	信託財産の純資産総額の65%以内
株式重視型	制限を設けません

## 外貨建資産への実質投資割合

債券重視型	信託財産の純資産総額の35%以内
標準型	信託財産の純資産総額の45%以内
株式重視型	信託財産の純資産総額の55%以内

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その実質投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## b 約款に定めるその他の投資制限

## 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

## 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等により、前記2.の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

## 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所にお



けるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

#### スワップ取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の . および . の範囲内で貸付けることができます。
  - . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 公社債の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。

2. 前記1.の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等により、前記2.の売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 公社債の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。

2. 前記1.は、当該借入れによる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等により、前記2.の借入れによる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。

4. 前記1.の借入れに関する品借料は信託財産中から支払います。

#### 外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

2. 前記1.の予約取引は、信託財産に関する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。

4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て(一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

##### 信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定め

た合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

##### ・債券投資リスク

###### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

###### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

##### ・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

##### ・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

##### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

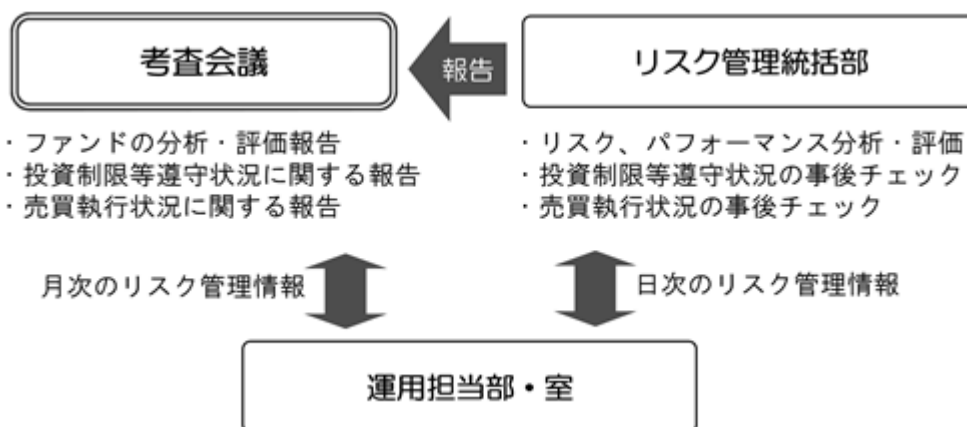
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクに関する管理体制>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ●ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



### ●ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



## ●ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❗前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの場合、手数料は無料です。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率（年率）をかけた額とし、その配分は次の通りです。

ファンド	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
債券重視型	1.21%（税抜 1.1%）	0.6%	0.4%	0.1%
標準型	1.43%（税抜 1.3%）	0.7%	0.5%	0.1%
株式重視型	1.65%（税抜 1.5%）	0.8%	0.6%	0.1%

・表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託にかかる報酬（信託財産に属するニッセイノパトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.5%をかけた金額およびニッセイノパトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.4%をかけた金額）が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### (4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額  
ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

#### <ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者(受益者)へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息



## （５）【課税上の取扱い】

## 課税対象

- 分配時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。  
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。  
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。
- 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

## 個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。  
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。  
外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。
- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

## 税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

## &lt; 少額投資非課税制度について &gt;

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収 されます。

益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

## 税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

## 個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

## 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。  
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,166,044,497	94.95
内 日本	1,166,044,497	94.95
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	62,044,146	5.05
純資産総額	1,228,088,643	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,292,161,099	94.92
内 日本	1,292,161,099	94.92
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	69,188,314	5.08
純資産総額	1,361,349,413	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	505,017,084	94.88
内 日本	505,017,084	94.88
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	27,224,913	5.12
純資産総額	532,241,997	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

## ニッセイ国内株式マザーファンド

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	16,232,843,420	94.62
内 日本	16,232,843,420	94.62
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	923,279,995	5.38
純資産総額	17,156,123,415	100.00

## その他資産の投資状況

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	776,880,000	4.53
内 日本	776,880,000	4.53

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	16,020,340,580	84.24
内 日本	16,020,340,580	84.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,997,448,026	15.76
純資産総額	19,017,788,606	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	44,770,386,565	95.96
内 アメリカ	32,077,877,697	68.75
内 イギリス	2,465,331,089	5.28
内 カナダ	1,937,684,483	4.15
内 アイルランド	1,792,618,407	3.84
内 フランス	1,519,899,228	3.26
内 オランダ	1,200,772,388	2.57
内 スイス	1,180,949,165	2.53
内 デンマーク	1,076,465,718	2.31
内 オーストラリア	523,275,407	1.12
内 香港	521,675,050	1.12
内 バミューダ	473,837,933	1.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,886,039,199	4.04
純資産総額	46,656,425,764	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド

2021年12月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	7,451,879,587	77.07
内 アメリカ	3,059,419,945	31.64
内 フランス	947,173,607	9.80
内 イタリア	824,836,534	8.53
内 イギリス	609,732,481	6.31
内 スペイン	547,984,259	5.67
内 ドイツ	296,467,773	3.07
内 ベルギー	244,789,827	2.53
内 オランダ	212,838,748	2.20
内 オーストラリア	171,128,804	1.77
内 オーストリア	132,086,599	1.37
内 アイルランド	76,668,620	0.79
内 メキシコ	74,540,443	0.77
内 マレーシア	48,417,823	0.50
内 ポーランド	48,140,650	0.50
内 デンマーク	47,608,931	0.49
内 フィンランド	39,224,141	0.41
内 カナダ	25,662,552	0.27
内 スウェーデン	23,308,911	0.24
内 ノルウェー	21,848,939	0.23
地方債証券	132,509,490	1.37
内 カナダ	132,509,490	1.37
特殊債券	994,217,323	10.28
内 アメリカ	377,700,467	3.91
内 国際機関	277,476,736	2.87
内 ドイツ	133,414,243	1.38
内 オランダ	70,176,727	0.73
内 ルクセンブルグ	69,813,714	0.72
内 フランス	65,635,436	0.68
社債券	696,045,978	7.20
内 アメリカ	572,563,382	5.92
内 オーストラリア	62,192,464	0.64
内 イギリス	61,290,132	0.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	394,945,941	4.08
純資産総額	9,669,598,319	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	458,231,894	1.4637 670,756,585	1.4588 668,468,686	- -	54.43
2	ニッセイ国内株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	174,273,522	1.3896 242,182,475	1.4252 248,374,623	- -	20.22
3	ニッセイ/パトナム・海外 株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	35,658,484	3.4031 121,350,149	3.5508 126,616,144	- -	10.31
4	ニッセイ/パトナム・海外 債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	39,547,390	3.0847 121,993,188	3.0997 122,585,044	- -	9.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		94.95
	小計		94.95
合計(対純資産総額比)			94.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	320,474,246	1.4637 469,106,175	1.4588 467,507,830	- -	34.34
2	ニッセイ国内株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	288,081,531	1.3897 400,347,604	1.4252 410,573,797	- -	30.16
3	ニッセイ/パトナム・海外 株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	78,573,453	3.4031 267,399,243	3.5508 278,998,616	- -	20.49
4	ニッセイ/パトナム・海外 債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	43,578,687	3.0847 134,428,574	3.0997 135,080,856	- -	9.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		94.92
	小計		94.92
合計(対純資産総額比)			94.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	148,511,076	1.3896 206,380,056	1.4252 211,657,985	- -	39.77
2	ニッセイ/パトナム・海外 株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	45,800,323	3.4030 155,862,751	3.5508 162,627,786	- -	30.56
3	ニッセイ国内債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	53,623,140	1.4637 78,493,220	1.4588 78,225,436	- -	14.70
4	ニッセイ/パトナム・海外 債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	16,939,019	3.0847 52,252,297	3.0997 52,505,877	- -	9.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内		94.88
	小計		94.88
合計(対純資産総額比)			94.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考)

## ニッセイ国内株式マザーファンド

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	52,900	13,440.00 710,976,000	14,475.00 765,727,500	- -	4.46
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	310,500	2,051.00 636,835,500	2,105.50 653,757,750	- -	3.81
3	日本電信電話 日本	株式 情報・通 信業	198,300	3,183.00 631,188,900	3,150.00 624,645,000	- -	3.64
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	97,700	6,165.00 602,320,500	6,230.00 608,671,000	- -	3.55
5	I H I 日本	株式 機械	173,900	2,171.00 377,536,900	2,316.00 402,752,400	- -	2.35

6	三菱商事 日本	株式 卸売業	93,500	3,594.00 336,039,000	3,652.00 341,462,000	- -	1.99
7	S U B A R U 日本	株式 輸送用機器	164,100	2,010.50 329,923,050	2,057.00 337,553,700	- -	1.97
8	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	85,100	3,812.00 324,401,200	3,943.00 335,549,300	- -	1.96
9	三菱電機 日本	株式 電気機器	227,000	1,451.00 329,377,000	1,458.50 331,079,500	- -	1.93
10	エイチ・アイ・エス 日本	株式 サービス業	175,400	1,821.00 319,403,400	1,870.00 327,998,000	- -	1.91
11	積水化学工業 日本	株式 化学	164,900	1,891.00 311,825,900	1,922.00 316,937,800	- -	1.85
12	日本M&Aセンターホールディングス 日本	株式 サービス業	110,000	2,876.09 316,370,609	2,821.00 310,310,000	- -	1.81
13	パナソニック 日本	株式 電気機器	243,500	1,222.00 297,557,000	1,265.00 308,027,500	- -	1.80
14	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	96,900	3,126.00 302,909,400	3,137.00 303,975,300	- -	1.77
15	良品計画 日本	株式 小売業	171,800	1,750.00 300,650,000	1,754.00 301,337,200	- -	1.76
16	山九 日本	株式 陸運業	59,600	4,750.00 283,100,000	4,770.00 284,292,000	- -	1.66
17	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	55,500	4,883.00 271,006,500	5,056.00 280,608,000	- -	1.64
18	デンソー 日本	株式 輸送用機器	28,500	9,031.00 257,383,500	9,529.00 271,576,500	- -	1.58
19	ヤクルト本社 日本	株式 食料品	44,200	6,130.00 270,946,000	6,000.00 265,200,000	- -	1.55
20	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	418,400	617.40 258,320,160	624.90 261,458,160	- -	1.52
21	TOYO TIRE 日本	株式 ゴム製品	140,200	1,729.00 242,405,800	1,794.00 251,518,800	- -	1.47
22	三井不動産 日本	株式 不動産業	108,600	2,236.38 242,871,262	2,278.50 247,445,100	- -	1.44
23	T & Dホールディングス 日本	株式 保険業	163,300	1,425.00 232,702,500	1,472.00 240,377,600	- -	1.40
24	日揮ホールディングス 日本	株式 建設業	248,700	944.00 234,772,800	961.00 239,000,700	- -	1.39
25	スズキ 日本	株式 輸送用機器	53,900	4,319.00 232,794,100	4,429.00 238,723,100	- -	1.39
26	トラスコ中山 日本	株式 卸売業	86,100	2,670.00 229,887,000	2,731.00 235,139,100	- -	1.37



27	小糸製作所 日本	株式 電気機器	38,200	5,940.00 226,908,000	6,090.00 232,638,000	- -	1.36
28	日本新薬 日本	株式 医薬品	28,900	7,960.00 230,044,000	8,010.00 231,489,000	- -	1.35
29	朝日インテック 日本	株式 精密機器	93,200	2,501.00 233,093,200	2,471.00 230,297,200	- -	1.34
30	日本航空 日本	株式 空運業	104,400	2,058.00 214,855,200	2,196.00 229,262,400	- -	1.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	16.01
		輸送用機器	10.59
		サービス業	7.11
		情報・通信業	6.58
		医薬品	5.74
		化学	5.61
		小売業	5.56
		銀行業	5.08
		卸売業	4.91
		陸運業	2.84
		機械	2.83
		食料品	2.82
		保険業	2.42
		精密機器	2.39
		建設業	2.09
		不動産業	1.92
		ゴム製品	1.47
		空運業	1.34
		繊維製品	1.30
		その他製品	1.27
		ガラス・土石製品	0.94
		電気・ガス業	0.93
その他金融業	0.91		
鉄鋼	0.84		
証券、商品先物取引業	0.62		
非鉄金属	0.51		
	小計		94.62
合計(対純資産総額比)			94.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額 面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第146回 利付国債(5年) 日本	国債証券	1,327,100,000	100.86 1,338,552,873	100.75 1,337,106,334	0.1 2025/12/20	7.03
2	第425回 利付国債(2年) 日本	国債証券	1,197,500,000	100.15 1,199,355,788	100.14 1,199,176,500	0.005 2023/6/1	6.31
3	第323回 利付国債(10年) 日本	国債証券	1,027,800,000	100.47 1,032,681,006	100.47 1,032,681,006	0.9 2022/6/20	5.43
4	第346回 利付国債(10年) 日本	国債証券	1,000,000,000	101.10 1,011,070,000	100.94 1,009,400,000	0.1 2027/3/20	5.31
5	第138回 利付国債(5年) 日本	国債証券	600,100,000	100.45 602,800,450	100.40 602,512,402	0.1 2023/12/20	3.17
6	第161回 利付国債(20年) 日本	国債証券	463,600,000	104.83 485,991,880	104.20 483,071,200	0.6 2037/6/20	2.54
7	第168回 利付国債(20年) 日本	国債証券	475,500,000	100.81 479,365,815	100.16 476,265,555	0.4 2039/3/20	2.50
8	第162回 利付国債(20年) 日本	国債証券	438,000,000	104.74 458,791,860	104.11 456,001,800	0.6 2037/9/20	2.40
9	第72回 利付国債(30年) 日本	国債証券	449,500,000	100.95 453,799,469	100.24 450,605,770	0.7 2051/9/20	2.37
10	第155回 利付国債(20年) 日本	国債証券	385,500,000	110.81 427,199,535	110.11 424,497,180	1 2035/12/20	2.23
11	第178回 利付国債(20年) 日本	国債証券	405,600,000	100.79 408,821,998	100.45 407,425,200	0.5 2041/9/20	2.14
12	第143回 利付国債(20年) 日本	国債証券	318,300,000	116.67 371,386,074	116.10 369,568,581	1.6 2033/3/20	1.94
13	第14回 利付国債(40年) 日本	国債証券	358,300,000	100.07 358,563,876	98.63 353,405,622	0.7 2061/3/20	1.86
14	第364回 利付国債(10年) 日本	国債証券	326,400,000	100.39 327,674,360	100.28 327,343,296	0.1 2031/9/20	1.72
15	第142回 利付国債(5年) 日本	国債証券	299,000,000	100.67 301,021,240	100.57 300,728,220	0.1 2024/12/20	1.58

16	第415回 利付国債(2年) 日本	国債証券	281,000,000	100.13 281,386,640	100.13 281,386,640	0.1 2022/8/1	1.48
17	第144回 利付国債(20年) 日本	国債証券	237,500,000	115.56 274,469,250	115.00 273,134,500	1.5 2033/3/20	1.44
18	第63回 利付国債(30年) 日本	国債証券	290,400,000	94.27 273,783,312	93.52 271,584,984	0.4 2049/6/20	1.43
19	第153回 利付国債(20年) 日本	国債証券	237,300,000	114.68 272,138,013	113.96 270,443,691	1.3 2035/6/20	1.42
20	第118回 利付国債(20年) 日本	国債証券	200,000,000	117.54 235,082,000	117.01 234,028,000	2 2030/6/20	1.23
21	第150回 利付国債(20年) 日本	国債証券	200,000,000	115.49 230,982,000	114.87 229,746,000	1.4 2034/9/20	1.21
22	第137回 利付国債(5年) 日本	国債証券	214,000,000	100.38 214,823,900	100.34 214,731,880	0.1 2023/9/20	1.13
23	第44回 利付国債(30年) 日本	国債証券	168,500,000	125.66 211,743,840	124.72 210,164,995	1.7 2044/9/20	1.11
24	第34回 利付国債(30年) 日本	国債証券	158,100,000	132.63 209,699,097	131.86 208,483,308	2.2 2041/3/20	1.10
25	第43回 利付国債(30年) 日本	国債証券	159,800,000	125.53 200,603,332	124.60 199,118,790	1.7 2044/6/20	1.05
26	第61回 利付国債(30年) 日本	国債証券	195,400,000	102.20 199,706,616	101.37 198,094,566	0.7 2048/12/20	1.04
27	第139回 利付国債(5年) 日本	国債証券	170,200,000	100.50 171,061,212	100.44 170,952,284	0.1 2024/3/20	0.90
28	第56回 利付国債(30年) 日本	国債証券	157,600,000	105.40 166,110,400	104.57 164,803,896	0.8 2047/9/20	0.87
29	第147回 利付国債(20年) 日本	国債証券	135,000,000	117.36 158,442,750	116.76 157,626,000	1.6 2033/12/20	0.83
30	第64回 利付国債(30年) 日本	国債証券	163,500,000	94.12 153,889,470	93.36 152,646,870	0.4 2049/9/20	0.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	国債証券	84.24
	小計		84.24
合計(対純資産総額比)			84.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	53,500	37,243.47 1,992,525,966	39,331.08 2,104,213,261	- -	4.51
2	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	4,470	391,108.25 1,748,253,908	389,229.98 1,739,858,012	- -	3.73
3	APPLE INC アメリカ	株式 テクノ ロジー・ ハード ウェアお よび機器	76,300	19,684.52 1,501,929,089	20,632.28 1,574,243,543	- -	3.37
4	NRG ENERGY INC アメリカ	株式 公益事業	217,731	4,657.15 1,014,008,060	4,933.20 1,074,112,267	- -	2.30
5	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	14,800	64,024.73 947,566,045	65,479.73 969,100,089	- -	2.08
6	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	37,600	24,370.43 916,328,453	25,093.91 943,531,143	- -	2.02
7	DANAHER CORP アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	24,900	36,048.41 897,605,613	37,563.23 935,324,466	- -	2.00
8	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	180,800	5,047.07 912,511,630	5,133.34 928,108,342	- -	1.99
9	WALMART INC アメリカ	株式 食品・生 活必需品 小売り	55,600	15,959.02 887,321,790	16,414.50 912,646,433	- -	1.96

10	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	26,300	30,758.64 808,952,452	32,023.86 842,227,738	- -	1.81
11	CVS HEALTH CORP アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ サービス	69,400	11,543.40 801,112,459	11,927.57 827,773,635	- -	1.77
12	UNION PACIFIC CORP アメリカ	株式 運輸	27,800	27,914.20 776,014,865	28,873.47 802,682,482	- -	1.72
13	EURAZEO フランス	株式 各種金融	74,006	9,572.90 708,452,666	9,964.43 737,428,235	- -	1.58
14	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 小売	15,500	44,625.45 691,694,623	47,254.81 732,449,660	- -	1.57
15	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	9,500	74,886.07 711,417,678	76,227.20 724,158,443	- -	1.55
16	CITIGROUP INC アメリカ	株式 銀行	103,800	6,848.29 710,852,585	6,963.31 722,791,661	- -	1.55
17	UNILEVER PLC イギリス	株式 家庭用 品・パー ソナル用 品	115,423	6,181.65 713,505,372	6,164.58 711,534,363	- -	1.53
18	AVERY DENNISON CORP アメリカ	株式 素材	27,800	23,796.48 661,542,360	24,971.99 694,221,383	- -	1.49
19	ASHTED GROUP PLC イギリス	株式 資本財	72,082	9,364.07 674,981,383	9,500.68 684,828,592	- -	1.47
20	REGENERON PHARMACEUTICALS アメリカ	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	9,155	71,229.58 652,106,856	74,450.14 681,591,082	- -	1.46
21	FIDELITY NATIONAL INFORMATION アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	53,000	12,419.85 658,252,558	12,565.93 665,994,555	- -	1.43

22	CONSTELLATION SOFTWARE INC カナダ	株式 ソフト ウェア・ サービス	3,100	200,851.32 622,639,115	213,643.31 662,294,262	- -	1.42
23	COOPER COS INC/THE アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ サービス	13,500	45,256.91 610,968,411	48,386.61 653,219,283	- -	1.40
24	WALT DISNEY CO アメリカ	株式 メディ ア・娯楽	36,400	17,200.50 626,098,257	17,813.14 648,398,565	- -	1.39
25	KERRY GROUP PLC-A アイルランド	株式 食品・飲 料・タバ コ	42,792	14,878.13 636,665,366	14,884.66 636,944,606	- -	1.37
26	TEXAS INSTRUMENTS INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	28,900	21,428.22 619,275,731	21,946.96 634,267,323	- -	1.36
27	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	18,300	31,976.71 585,173,796	34,507.15 631,480,848	- -	1.35
28	GENERAL MOTORS CO アメリカ	株式 自動車・ 自動車部 品	95,300	6,344.50 604,631,154	6,582.59 627,321,265	- -	1.34
29	NOVOZYMES A/S デンマーク	株式 素材	65,663	9,180.36 602,810,503	9,412.15 618,030,662	- -	1.32
30	HEINEKEN NV オランダ	株式 食品・飲 料・タバ コ	47,216	12,716.89 600,440,885	12,980.52 612,888,449	- -	1.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	17.44
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.71
		資本財	7.86
		素材	6.79
		小売	6.34
		保険	5.50
		半導体・半導体製造装置	4.97
		ヘルスケア機器・サービス	4.46
		各種金融	4.01
		銀行	3.54
		食品・飲料・タバコ	3.41
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.37
		公益事業	3.30
		運輸	2.70
		メディア・娯楽	2.41
		食品・生活必需品小売り	2.08
		家庭用品・パーソナル用品	1.53
		自動車・自動車部品	1.34
		電気通信サービス	1.23
	商業・専門サービス	1.12	
消費者サービス	0.99		
耐久消費財・アパレル	0.85		
	小計		95.96
合計(対純資産総額比)			95.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式(外国)の業種はG I C S分類(産業グループ)によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

## ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

2021年12月30日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	609,606,000	115.44 703,735,262	113.10 689,470,482	2.75 2042/8/15	7.13
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	563,598,000	103.15 581,385,152	102.94 580,173,417	2 2025/2/15	6.00
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	471,582,000	100.94 476,057,313	100.49 473,902,183	1.375 2026/8/31	4.90
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	378,415,800	97.10 367,445,525	96.81 366,351,904	0.375 2025/12/31	3.79
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	286,399,800	112.09 321,045,583	108.88 311,860,742	2.375 2049/11/15	3.23
6	UK TREASURY イギリス	国債証券	225,098,000	144.25 324,724,123	138.50 311,783,239	3.25 2044/1/22	3.22
7	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券	295,735,660	103.69 306,663,092	103.27 305,435,789	0.5 2025/5/25	3.16
8	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券	214,036,400	135.82 290,717,080	134.09 287,009,970	6.5 2027/11/1	2.97
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	264,546,000	106.05 280,572,196	105.65 279,498,139	2.625 2026/1/31	2.89

10	UK TREASURY イギリス	国債証 券	195,602,400	106.05 207,444,169	105.40 206,176,665	2.75 2024/9/7	2.13
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	212,787,000	97.94 208,422,738	96.81 206,020,373	1.125 2031/2/15	2.13
12	EFSF 国際機関	特殊債 券	177,493,600	102.08 181,197,891	101.99 181,039,922	2.25 2022/9/5	1.87
13	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証 券	114,979,310	162.24 186,552,780	156.16 179,556,289	2.5 2044/7/4	1.86
14	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証 券	123,984,500	135.73 168,285,401	134.18 166,374,800	5.15 2028/10/31	1.72
15	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証 券	96,577,400	177.36 171,294,505	171.08 165,226,547	4.5 2041/4/25	1.71
16	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	149,526,000	101.84 152,287,745	101.75 152,142,705	2 2023/2/15	1.57
17	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証 券	126,594,700	118.87 150,484,385	117.78 149,108,301	2.75 2027/10/25	1.54
18	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証 券	95,272,300	161.10 153,493,202	155.18 147,851,176	4.75 2044/9/1	1.53
19	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証 券	138,340,600	107.29 148,436,696	104.86 145,068,103	1.65 2032/3/1	1.50
20	FNMA TBA アメリカ	特殊債 券	115,020,000	103.94 119,554,142	103.50 119,045,700	3 2052/1/1	1.23
21	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証 券	120,069,200	101.05 121,338,331	99.14 119,041,407	- 2030/11/25	1.23
22	FNMA TBA アメリカ	特殊債 券	115,020,000	103.36 118,888,445	103.32 118,846,715	3 2052/2/1	1.23
23	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証 券	114,848,800	103.68 119,086,720	101.79 116,911,484	- 2031/8/15	1.21
24	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証 券	109,628,400	106.98 117,289,232	106.31 116,556,914	1 2026/6/22	1.21
25	GNMA BX9597 アメリカ	特殊債 券	112,637,132	101.33 114,141,964	101.00 113,772,514	2 2051/1/1	1.18
26	BELGIUM KINGDOM ベルギー	国債証 券	66,560,100	170.71 113,628,740	164.80 109,692,376	4.25 2041/3/28	1.13
27	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証 券	104,408,000	100.60 105,043,844	100.21 104,637,697	- 2024/1/15	1.08
28	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証 券	54,814,200	199.36 109,281,974	188.28 103,209,109	4 2055/4/25	1.07
29	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証 券	83,526,400	107.76 90,014,730	107.12 89,475,985	2.5 2024/12/1	0.93
30	NETHERLANDS GOVERNMENT オランダ	国債証 券	84,831,500	105.09 89,156,209	104.38 88,551,361	0.5 2026/7/15	0.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。



## 種類別及び業種別投資比率

2021年12月30日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	外国	国債証券	77.07
		特殊債券	10.28
		社債券	7.20
		地方債証券	1.37
	小計		95.92
合計(対純資産総額比)			95.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## 【投資不動産物件】

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）  
該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）  
該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）  
該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド  
該当事項はありません。

ニッセイ国内債券マザーファンド  
該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド  
該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド  
該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）  
該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）  
該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）  
該当事項はありません。

(参考)

ニッセイ国内株式マザーファンド

2021年12月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物 0 403月	買建	39	756,405,000	776,880,000	4.53

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。

ニッセイ国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)

直近日(2021年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第13計算期間末 (2012年12月20日)	3,275,194,018	3,275,194,018	0.9719	0.9719
第14計算期間末 (2013年12月20日)	2,618,089,217	2,618,089,217	1.1434	1.1434
第15計算期間末 (2014年12月22日)	2,386,757,819	2,386,757,819	1.2352	1.2352
第16計算期間末 (2015年12月21日)	1,849,674,640	1,849,674,640	1.2645	1.2645
第17計算期間末 (2016年12月20日)	1,662,437,981	1,662,437,981	1.2880	1.2880
第18計算期間末 (2017年12月20日)	1,397,176,842	1,397,176,842	1.3620	1.3620
第19計算期間末 (2018年12月20日)	1,284,418,703	1,284,418,703	1.2964	1.2964
第20計算期間末 (2019年12月20日)	1,342,523,941	1,342,523,941	1.3817	1.3817
第21計算期間末 (2020年12月21日)	1,256,383,180	1,256,383,180	1.3779	1.3779
第22計算期間末 (2021年12月20日)	1,218,748,727	1,218,748,727	1.4391	1.4391
2020年12月末日	1,257,715,246	-	1.3793	-
2021年1月末日	1,242,172,804	-	1.3801	-
2月末日	1,248,230,966	-	1.3973	-
3月末日	1,255,581,021	-	1.4311	-
4月末日	1,249,441,129	-	1.4310	-
5月末日	1,257,986,563	-	1.4376	-
6月末日	1,253,486,317	-	1.4444	-
7月末日	1,250,522,955	-	1.4439	-
8月末日	1,257,075,326	-	1.4528	-
9月末日	1,265,332,268	-	1.4592	-
10月末日	1,262,749,193	-	1.4640	-
11月末日	1,222,598,854	-	1.4435	-
12月末日	1,228,088,643	-	1.4502	-

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)

直近日(2021年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第13計算期間末 (2012年12月20日)	1,675,385,109	1,675,385,109	0.8588	0.8588
第14計算期間末 (2013年12月20日)	1,345,172,601	1,345,172,601	1.0999	1.0999
第15計算期間末 (2014年12月22日)	1,144,420,626	1,144,420,626	1.2155	1.2155
第16計算期間末 (2015年12月21日)	1,044,197,389	1,044,197,389	1.2504	1.2504
第17計算期間末 (2016年12月20日)	1,025,935,560	1,025,935,560	1.2712	1.2712
第18計算期間末 (2017年12月20日)	995,633,568	995,633,568	1.3939	1.3939
第19計算期間末 (2018年12月20日)	1,119,706,802	1,119,706,802	1.2898	1.2898
第20計算期間末 (2019年12月20日)	1,334,738,796	1,334,738,796	1.4226	1.4226
第21計算期間末 (2020年12月21日)	1,341,017,049	1,341,017,049	1.4212	1.4212
第22計算期間末 (2021年12月20日)	1,337,371,929	1,337,371,929	1.5382	1.5382
2020年12月末日	1,328,015,142	-	1.4243	-
2021年1月末日	1,307,567,524	-	1.4298	-
2月末日	1,313,065,652	-	1.4661	-
3月末日	1,315,499,852	-	1.5182	-
4月末日	1,312,954,304	-	1.5214	-
5月末日	1,336,581,138	-	1.5313	-
6月末日	1,374,849,649	-	1.5449	-
7月末日	1,365,663,254	-	1.5418	-
8月末日	1,385,193,178	-	1.5599	-
9月末日	1,394,589,942	-	1.5713	-
10月末日	1,394,880,849	-	1.5836	-
11月末日	1,346,283,092	-	1.5481	-
12月末日	1,361,349,413	-	1.5616	-

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)

直近日(2021年12月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第13計算期間末 (2012年12月20日)	813,981,123	813,981,123	0.7283	0.7283
第14計算期間末 (2013年12月20日)	683,912,130	683,912,130	1.0133	1.0133
第15計算期間末 (2014年12月22日)	620,722,721	620,722,721	1.1447	1.1447
第16計算期間末 (2015年12月21日)	558,334,023	558,334,023	1.1827	1.1827
第17計算期間末 (2016年12月20日)	536,562,657	536,562,657	1.1977	1.1977
第18計算期間末 (2017年12月20日)	502,204,877	502,204,877	1.3617	1.3617
第19計算期間末 (2018年12月20日)	464,854,235	464,854,235	1.2222	1.2222
第20計算期間末 (2019年12月20日)	515,087,713	515,087,713	1.3934	1.3934
第21計算期間末 (2020年12月21日)	493,767,033	493,767,033	1.3865	1.3865
第22計算期間末 (2021年12月20日)	523,505,624	523,505,624	1.5559	1.5559
2020年12月末日	494,296,368	-	1.3912	-
2021年1月末日	486,582,830	-	1.4013	-
2月末日	489,515,798	-	1.4560	-
3月末日	501,114,304	-	1.5254	-
4月末日	505,080,673	-	1.5311	-
5月末日	513,744,290	-	1.5441	-
6月末日	516,312,337	-	1.5642	-
7月末日	521,454,292	-	1.5583	-
8月末日	530,015,427	-	1.5854	-
9月末日	541,581,080	-	1.6018	-
10月末日	549,795,723	-	1.6215	-
11月末日	526,787,306	-	1.5714	-
12月末日	532,241,997	-	1.5912	-

## 【分配の推移】

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

	1口当たりの分配金（円）
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）

	1口当たりの分配金（円）
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

	1口当たりの分配金（円）
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

	収益率（％）
第13計算期間	8.8
第14計算期間	17.6
第15計算期間	8.0
第16計算期間	2.4
第17計算期間	1.9
第18計算期間	5.7
第19計算期間	4.8
第20計算期間	6.6
第21計算期間	0.3
第22計算期間	4.4

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しています（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）

	収益率（％）
第13計算期間	13.5
第14計算期間	28.1
第15計算期間	10.5
第16計算期間	2.9
第17計算期間	1.7
第18計算期間	9.7
第19計算期間	7.5
第20計算期間	10.3
第21計算期間	0.1
第22計算期間	8.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しています（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

	収益率（％）
第13計算期間	18.3
第14計算期間	39.1
第15計算期間	13.0
第16計算期間	3.3
第17計算期間	1.3
第18計算期間	13.7
第19計算期間	10.2
第20計算期間	14.0
第21計算期間	0.5
第22計算期間	12.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しています（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

## （４）【設定及び解約の実績】

## ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第13計算期間	245,237,490	821,483,550	3,369,976,596
第14計算期間	153,211,566	1,233,435,359	2,289,752,803
第15計算期間	117,421,184	474,937,149	1,932,236,838
第16計算期間	91,628,209	561,125,403	1,462,739,644
第17計算期間	75,677,833	247,724,643	1,290,692,834
第18計算期間	66,755,672	331,650,917	1,025,797,589
第19計算期間	81,148,940	116,171,585	990,774,944
第20計算期間	85,457,998	104,577,993	971,654,949
第21計算期間	54,438,465	114,256,783	911,836,631
第22計算期間	50,459,795	115,425,206	846,871,220

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

## ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第13計算期間	154,732,856	444,113,236	1,950,742,130
第14計算期間	92,951,342	820,658,263	1,223,035,209
第15計算期間	69,086,740	350,606,883	941,515,066
第16計算期間	62,672,609	169,123,920	835,063,755
第17計算期間	60,328,557	88,353,866	807,038,446
第18計算期間	61,183,590	153,956,431	714,265,605
第19計算期間	253,116,203	99,226,986	868,154,822
第20計算期間	206,651,291	136,596,310	938,209,803
第21計算期間	102,984,320	97,596,849	943,597,274
第22計算期間	106,453,958	180,597,788	869,453,444

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

## ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

	設定口数	解約口数	発行済数量
第13計算期間	101,204,081	213,367,417	1,117,622,857
第14計算期間	55,875,497	498,580,717	674,917,637
第15計算期間	36,530,859	169,192,647	542,255,849
第16計算期間	35,761,108	105,936,550	472,080,407
第17計算期間	29,943,773	54,029,726	447,994,454
第18計算期間	29,916,496	109,095,467	368,815,483
第19計算期間	48,505,642	36,976,691	380,344,434
第20計算期間	46,531,438	57,218,994	369,656,878
第21計算期間	38,553,413	52,095,326	356,114,965
第22計算期間	41,734,882	61,392,565	336,457,282

（注）本邦外における設定及び解約はありません。



&lt; 参考情報 &gt;

## 3. 運用実績

2021年12月末現在

### ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)

#### ● 基準価額・純資産の推移



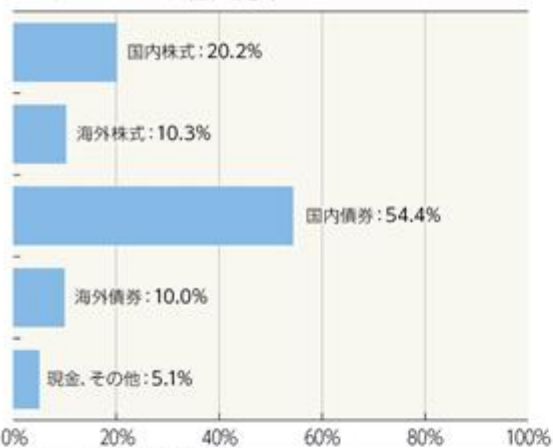
基準価額	14,502円
純資産総額	12億円

#### ● 分配の推移 1万口当り(税引前)

2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。  
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

#### ● マザーファンド組入比率



・比率は対純資産総額比です。

#### ● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。  
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
・2021年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2021年12月末現在

3.運用実績

## ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)

## ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

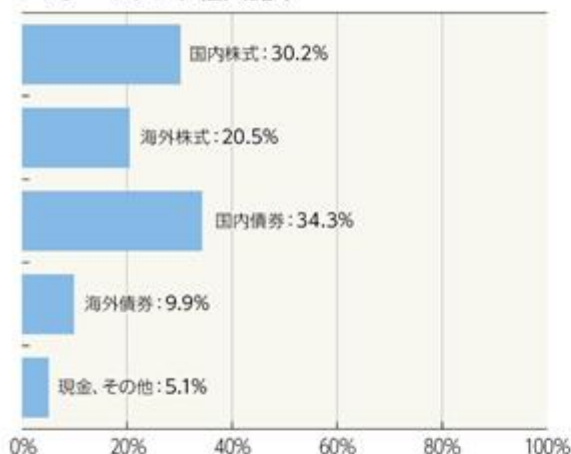
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	15,616円
純資産総額	13億円

## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

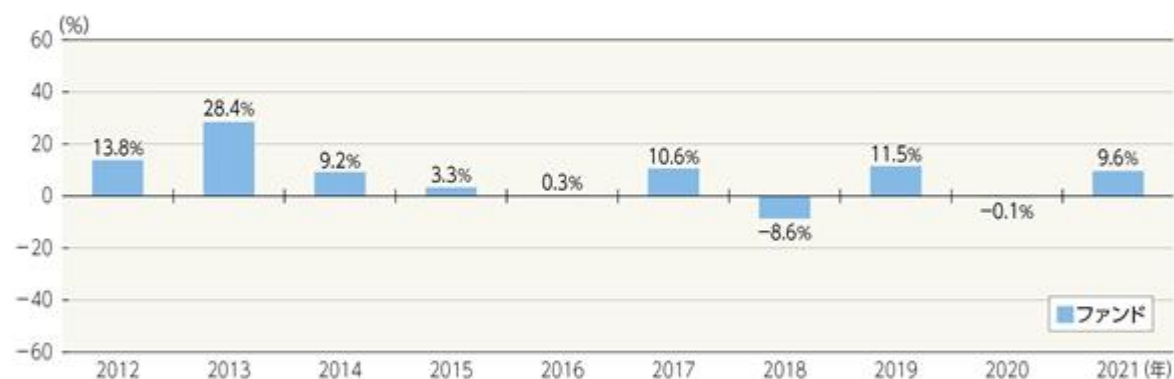
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

## ●マザーファンド組入比率



・比率は対純資産総額比です。

## ●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2021年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 3.運用実績

2021年12月末現在

## ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)

## ●基準価額・純資産の推移



基準価額	15,912円
純資産総額	532百万円

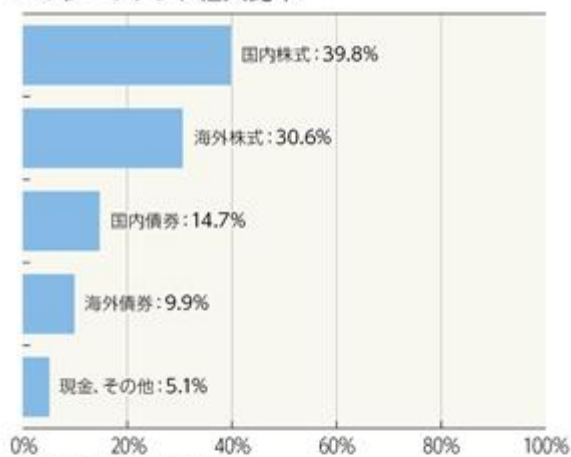
## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## ●マザーファンド組入比率



・比率は対純資産総額比です。

## ●年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2021年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2021年12月末現在

## 3.運用実績

## ●マザーファンドの状況

## 1.ニッセイ国内株式マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	比率
1	ソニーグループ	4.7%
2	トヨタ自動車	4.0%
3	日本電信電話	3.8%
4	日立製作所	3.7%
5	IHI	2.5%

・比率は対組入株式評価額比です。

## 2.ニッセイ国内債券マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第146回 利付国債(5年)	2025/12/20	0.100%	8.3%
2	第425回 利付国債(2年)	2023/06/01	0.005%	7.5%
3	第323回 利付国債(10年)	2022/06/20	0.900%	6.4%
4	第346回 利付国債(10年)	2027/03/20	0.100%	6.3%
5	第138回 利付国債(5年)	2023/12/20	0.100%	3.8%

・比率は対組入債券評価額比です。

## 3.ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	4.7%
2	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	3.9%
3	アップル	アメリカ	情報技術	3.5%
4	NRGエナジー	アメリカ	公益事業	2.4%
5	アドビ	アメリカ	情報技術	2.2%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&amp;PおよびMSCI Inc.に帰属します。

・比率は対組入株式等評価額比です。

## 4.ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

## 組入上位銘柄

	銘柄	国・地域	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	アメリカ	2042/08/15	2.750%	7.1%
2	アメリカ国債	アメリカ	2025/02/15	2.000%	6.0%
3	アメリカ国債	アメリカ	2026/08/31	1.375%	4.9%
4	アメリカ国債	アメリカ	2025/12/31	0.375%	3.8%
5	アメリカ国債	アメリカ	2049/11/15	2.375%	3.2%

・比率は対純資産総額比です。

## 組入上位業種

	業種	比率
1	電気機器	16.9%
2	輸送用機器	11.2%
3	サービス業	7.5%
4	情報・通信業	7.0%
5	医薬品	6.1%

・比率は対組入株式評価額比です。

## 組入債券種別

種別	比率
日本国債	100.0%
その他	—

・比率は対組入債券評価額比です。

## 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	74.6%
2	イギリス	5.4%
3	オランダ	4.0%
4	カナダ	3.7%
5	フランス	3.4%

・国・地域はパトナム社の分類によるものです。

・比率は対組入株式等評価額比です。

## 組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	41.5%
2	フランス	10.5%
3	イタリア	8.5%
4	イギリス	6.9%
5	スペイン	5.7%

・比率は対純資産総額比です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

スイッチングの場合、手数料は無料です。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. スwitchingとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。

保有しているファンドの換金の際に税金が差引かれます。税金についての詳細は「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

6. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506  
(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## 2【換金(解約)手続等】

### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

### 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

### 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

### 換金価額

#### <解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### <買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします(税法上の一定の要件を満たしている場合)。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

### 信託財産留保額

ありません。

### 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

### その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
 コールセンター 0120-762-506  
 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)  
 ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限です。

#### (4)【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

#### (5)【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

- 2．委託会社は、前記1．により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．前記2．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- 4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1．の信託契約の解約をしません。
- 5．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．前記3．から5．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3．の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
- 7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- 9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 10．償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

#### 約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、前記1．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．前記2．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- 4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1．の約款の変更をしません。
- 5．委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1．から5．の規定にしたがいます。



### 反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還 3.」または「約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

### 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとして扱われます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

##### (2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2020年12月22日から2021年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2020年12月22日から2021年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2020年12月22日から2021年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

## 【ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	429,926	749,125
コール・ローン	63,144,174	68,870,902
親投資信託受益証券	1,200,420,001	1,156,760,506
未収入金	1,358,192	1,790,383
流動資産合計	1,265,352,293	1,228,170,916
資産合計	1,265,352,293	1,228,170,916
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,345,732	1,802,346
未払受託者報酬	687,138	686,808
未払委託者報酬	6,871,769	6,868,527
その他未払費用	64,474	64,508
流動負債合計	8,969,113	9,422,189
負債合計	8,969,113	9,422,189
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	911,836,631	846,871,220
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	344,546,549	371,877,507
（分配準備積立金）	258,323,778	274,812,554
元本等合計	1,256,383,180	1,218,748,727
純資産合計	1,256,383,180	1,218,748,727
負債純資産合計	1,265,352,293	1,228,170,916

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第21期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第22期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,842	1,102
有価証券売買等損益	9,724,858	70,596,951
営業収益合計	9,726,700	70,598,053
<b>営業費用</b>		
支払利息	38,321	33,271
受託者報酬	1,394,309	1,375,831
委託者報酬	13,943,918	13,759,186
その他費用	132,713	130,482
営業費用合計	15,509,261	15,298,770
営業利益又は営業損失（ ）	5,782,561	55,299,283
経常利益又は経常損失（ ）	5,782,561	55,299,283
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,782,561	55,299,283
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,614,817	5,966,998
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	370,868,992	344,546,549
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,296,390	21,733,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,296,390	21,733,325
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,451,089	43,734,652
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,451,089	43,734,652
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	344,546,549	371,877,507

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第22期	
	自 2020年12月22日	至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。	

( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第21期	第22期
	2020年12月21日現在	2021年12月20日現在
1. 期首元本額	971,654,949円	911,836,631円
期中追加設定元本額	54,438,465円	50,459,795円
期中一部解約元本額	114,256,783円	115,425,206円
2. 受益権の総数	911,836,631口	846,871,220口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	第21期	第22期
	自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(191,076,675円)及び分配準備積立金(258,323,778円)より分配対象収益は449,400,453円(1万口当たり4,928.52円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(48,305,594円)、収益調整金(190,874,377円)及び分配準備積立金(226,506,960円)より分配対象収益は465,686,931円(1万口当たり5,498.91円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。
2. 委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,145,454円	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,131,125円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	25,884,940	51,191,382
合計	25,884,940	51,191,382

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。



(1口当たり情報に関する注記)

	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3779円 (13,779円)	1,4391円 (14,391円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2021年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ/パトナム・海外債券 マザーファンド	39,564,347	122,044,141	
	ニッセイ/パトナム・海外株式 マザーファンド	35,673,943	121,394,860	
	ニッセイ国内債券マザーファン ド	458,427,410	671,046,042	
	ニッセイ国内株式マザーファン ド	174,349,067	242,275,463	
親投資信託受益証券 合計		708,014,767	1,156,760,506	
合計			1,156,760,506	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）】  
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	460,429	847,333
コール・ローン	67,624,216	77,899,664
親投資信託受益証券	1,282,537,523	1,268,438,453
未収入金	4,167,117	101,799
流動資産合計	1,354,789,285	1,347,287,249
資産合計	1,354,789,285	1,347,287,249
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,280,581	276
未払受託者報酬	724,922	757,304
未払委託者報酬	8,699,612	9,088,300
その他未払費用	67,121	69,440
流動負債合計	13,772,236	9,915,320
負債合計	13,772,236	9,915,320
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	943,597,274	869,453,444
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	397,419,775	467,918,485
（分配準備積立金）	235,909,903	283,672,384
元本等合計	1,341,017,049	1,337,371,929
純資産合計	1,341,017,049	1,337,371,929
負債純資産合計	1,354,789,285	1,347,287,249

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第21期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第22期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,905	1,154
有価証券売買等損益	20,782,125	125,712,596
営業収益合計	20,784,030	125,713,750
<b>営業費用</b>		
支払利息	39,591	35,357
受託者報酬	1,428,166	1,485,865
委託者報酬	17,139,101	17,831,556
その他費用	135,184	138,240
営業費用合計	18,742,042	19,491,018
営業利益又は営業損失( )	2,041,988	106,222,732
経常利益又は経常損失( )	2,041,988	106,222,732
当期純利益又は当期純損失( )	2,041,988	106,222,732
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,695,096	15,250,738
期首剰余金又は期首欠損金( )	396,528,993	397,419,775
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,905,150	56,269,363
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,905,150	56,269,363
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,751,452	76,742,647
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,751,452	76,742,647
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	397,419,775	467,918,485

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期	
	自 2020年12月22日	至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2020年12月21日現在	2021年12月20日現在
1. 期首元本額	938,209,803円	943,597,274円
期中追加設定元本額	102,984,320円	106,453,958円
期中一部解約元本額	97,596,849円	180,597,788円
2. 受益権の総数	943,597,274口	869,453,444口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(5,736,348円)、収益調整金(362,552,866円)及び分配準備積立金(230,173,555円)より分配対象収益は598,462,769円(1万口当たり6,342.35円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(90,975,290円)、収益調整金(358,739,624円)及び分配準備積立金(192,697,094円)より分配対象収益は642,412,008円(1万口当たり7,388.69円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。
2. 委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,823,848円	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 1,900,271円

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	41,221,116	90,009,396
合計	41,221,116	90,009,396

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4212円 (14,212円)	1.5382円 (15,382円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2021年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ/パトナム・海外債券 マザーファンド	43,482,526	134,130,547	
	ニッセイ/パトナム・海外株式 マザーファンド	78,403,168	266,798,140	
	ニッセイ国内債券マザーファン ド	319,761,730	468,067,220	
	ニッセイ国内株式マザーファン ド	287,451,458	399,442,546	
親投資信託受益証券 合計		729,098,882	1,268,438,453	
合計			1,268,438,453	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）】  
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	163,179	341,250
コール・ローン	23,966,505	31,372,877
親投資信託受益証券	473,589,582	496,160,742
未収入金	345,449	55,896
流動資産合計	498,064,715	527,930,765
資産合計	498,064,715	527,930,765
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	318,834	10,363
未払受託者報酬	263,461	292,328
未払委託者報酬	3,689,106	4,093,274
その他未払費用	26,281	29,176
流動負債合計	4,297,682	4,425,141
負債合計	4,297,682	4,425,141
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	356,114,965	336,457,282
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	137,652,068	187,048,342
（分配準備積立金）	127,133,732	156,459,820
元本等合計	493,767,033	523,505,624
純資産合計	493,767,033	523,505,624
負債純資産合計	498,064,715	527,930,765



## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第21期 自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	第22期 自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	672	473
有価証券売買等損益	7,229,097	66,274,883
営業収益合計	7,229,769	66,275,356
<b>営業費用</b>		
支払利息	13,965	14,474
受託者報酬	519,964	567,095
委託者報酬	7,280,828	7,940,672
その他費用	52,587	57,128
営業費用合計	7,867,344	8,579,369
営業利益又は営業損失( )	637,575	57,695,987
経常利益又は経常損失( )	637,575	57,695,987
当期純利益又は当期純損失( )	637,575	57,695,987
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,323,167	7,234,150
期首剰余金又は期首欠損金( )	145,430,835	137,652,068
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,693,989	22,946,412
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,693,989	22,946,412
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,158,348	24,011,975
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,158,348	24,011,975
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	137,652,068	187,048,342

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期	
	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間末日が休業日のため、2020年12月22日から2021年12月20日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2020年12月21日現在	
1. 期首元本額	369,656,878円	356,114,965円
期中追加設定元本額	38,553,413円	41,734,882円
期中一部解約元本額	52,095,326円	61,392,565円
2. 受益権の総数	356,114,965口	336,457,282口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,684,507円)、収益調整金(122,776,950円)及び分配準備積立金(125,449,225円)より分配対象収益は249,910,682円(1万口当たり7,017.70円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(50,464,901円)、収益調整金(130,119,917円)及び分配準備積立金(105,994,919円)より分配対象収益は286,579,737円(1万口当たり8,517.57円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。
2. 委託費用	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 899,878円	投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 983,452円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2019年12月21日 至 2020年12月21日	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	16,226,308	49,333,130
合計	16,226,308	49,333,130

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第21期 2020年12月21日現在	第22期 2021年12月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3865円 (13,865円)	1,5559円 (15,559円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2021年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ/パトナム・海外債券 マザーファンド	17,048,061	52,588,153	
	ニッセイ/パトナム・海外株式 マザーファンド	46,099,662	156,872,539	
	ニッセイ国内債券マザーファン ド	53,968,347	78,998,866	
	ニッセイ国内株式マザーファン ド	149,468,325	207,701,184	
親投資信託受益証券 合計		266,584,395	496,160,742	
合計			496,160,742	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）」、「ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）」、「ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）」は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券マザーファンド」受益証券、「ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド」受益証券及び「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りであります。それらは監査意見の対象外であります。

#### ニッセイ国内株式マザーファンド

##### 貸借対照表

（単位：円）

2021年12月20日現在

<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	9,112,635
コール・ローン	837,770,822
株式	15,845,079,170
差入委託証拠金	30,420,000
流動資産合計	16,722,382,627
資産合計	16,722,382,627
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,891,450
前受金	9,095,000
未払解約金	11,494,864
その他未払費用	517
流動負債合計	28,481,831
負債合計	28,481,831
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	12,013,291,141
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,680,609,655
元本等合計	16,693,900,796
純資産合計	16,693,900,796
負債純資産合計	16,722,382,627

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2021年12月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	12,885,228,436円
同期中追加設定元本額	2,989,423,658円
同期中一部解約元本額	3,861,360,953円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	174,349,067円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	287,451,458円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	149,468,325円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適格機関投資家専用)	25,253,757円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	428,442,483円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	1,615,434,916円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	813,891,693円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	899,242,181円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)	3,693,158,096円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)	3,137,408,108円
DCニッセイ国内株式アクティブ	412,674,252円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	121,659,195円
DCニッセイバランスアクティブ	254,857,610円
計	12,013,291,141円
2. 受益権の総数	12,013,291,141口
3. 差入代用有価証券	
株式	123,480,000円



## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	2021年12月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	
株式	612,016,629	
合計	612,016,629	

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 株式関連

種類	2021年12月20日現在			
	契約額等（円）	うち		評価損益（円）
		1年超	時価（円）	
市場取引 先物取引 買建	764,275,000	-	756,405,000	7,870,000
合計	764,275,000	-	756,405,000	7,870,000

## （注）株価指数先物取引

## 1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3．評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

2021年12月20日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3896円 (13,896円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

2021年12月20日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
エクシオグループ	49,600	2,430.00	120,528,000	
日揮ホールディングス	248,700	944.00	234,772,800	
日本M&Aセンターホールディングス	67,700	3,025.00	204,792,500	
夢真ビーネックスグループ	51,600	1,590.00	82,044,000	
ヤクルト本社	44,200	6,130.00	270,946,000	
麒麟ホールディングス	118,200	1,885.50	222,866,100	
サンエー	34,500	4,240.00	146,280,000	
セブン&アイ・ホールディングス	55,500	4,883.00	271,006,500	
東レ	326,200	666.80	217,510,160	
三菱瓦斯化学	87,300	1,874.00	163,600,200	
三井化学	54,000	3,045.00	164,430,000	

KHネオケム	30,900	2,979.00	92,051,100	
住友ベークライト	36,200	5,470.00	198,014,000	
積水化学工業	164,900	1,891.00	311,825,900	
武田薬品工業	96,900	3,126.00	302,909,400	
塩野義製薬	8,200	7,712.00	63,238,400	
日本新薬	28,900	7,960.00	230,044,000	
参天製薬	81,100	1,391.00	112,810,100	
栄研化学	60,900	1,905.00	116,014,500	
第一三共	74,300	2,771.00	205,885,300	
パーク24	52,200	1,456.00	76,003,200	
ラウンドワン	157,300	1,256.00	197,568,800	
TOYO TIRE	140,200	1,729.00	242,405,800	
太平洋セメント	70,700	2,261.00	159,852,700	
丸一鋼管	56,300	2,538.00	142,889,400	
UACJ	32,900	2,436.00	80,144,400	
ユニプレス	229,900	723.00	166,217,700	
アマノ	31,300	2,512.00	78,625,600	
日立製作所	97,700	6,165.00	602,320,500	
三菱電機	227,000	1,451.00	329,377,000	
マブチモーター	56,600	3,720.00	210,552,000	
日本電産	16,300	13,275.00	216,382,500	
日東工業	41,300	1,568.00	64,758,400	
パナソニック	243,500	1,222.00	297,557,000	
ソニーグループ	52,900	13,440.00	710,976,000	
デンソー	37,600	9,031.00	339,565,600	
IHI	173,900	2,171.00	377,536,900	
全国保証	31,300	4,880.00	152,744,000	
トヨタ自動車	310,500	2,051.00	636,835,500	
武蔵精密工業	44,500	1,704.00	75,828,000	
スズキ	53,900	4,319.00	232,794,100	
SUBARU	164,100	2,010.50	329,923,050	
小糸製作所	38,200	5,940.00	226,908,000	
良品計画	171,800	1,750.00	300,650,000	
シークス	76,300	1,341.00	102,318,300	
トプコン	108,600	1,602.00	173,977,200	
朝日インテック	93,200	2,501.00	233,093,200	
コクヨ	126,700	1,698.00	215,136,600	
三菱商事	93,500	3,594.00	336,039,000	
丸井グループ	105,000	2,105.00	221,025,000	
PALTAC	33,200	4,610.00	153,052,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	418,400	617.40	258,320,160	代用有価証券 200,000株
三井住友フィナンシャルグループ	85,100	3,812.00	324,401,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	61,300	1,902.00	116,592,600	
みずほフィナンシャルグループ	104,500	1,442.00	150,689,000	
野村ホールディングス	213,500	488.30	104,252,050	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	49,100	3,500.00	171,850,000	
T&Dホールディングス	163,300	1,425.00	232,702,500	
三井不動産	73,300	2,211.50	162,102,950	

リログループ	36,800	2,054.00	75,587,200	
西日本旅客鉄道	42,100	4,848.00	204,100,800	
山九	59,600	4,750.00	283,100,000	
日本航空	104,400	2,058.00	214,855,200	
ビジョン	149,700	1,189.00	177,993,300	
日本電信電話	198,300	3,183.00	631,188,900	
KDDI	33,700	3,363.00	113,333,100	
東京瓦斯	77,600	2,090.00	162,184,000	
エイチ・アイ・エス	175,400	1,821.00	319,403,400	
東京都競馬	29,300	4,130.00	121,009,000	
イオンディライト	49,200	3,305.00	162,606,000	
トラスコ中山	86,100	2,670.00	229,887,000	
ソフトバンクグループ	40,100	5,344.00	214,294,400	
合計	7,139,000		15,845,079,170	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## ニッセイ国内債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2021年12月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	35,428,238
コール・ローン	3,257,097,749
国債証券	16,086,123,993
未収入金	237,166,453
未収利息	11,596,490
前払費用	2,679,889
流動資産合計	19,630,092,812
資産合計	19,630,092,812
負債の部	
流動負債	
未払金	562,267,132
未払解約金	11,224,347
その他未払費用	2,065
流動負債合計	573,493,544
負債合計	573,493,544
純資産の部	
元本等	
元本	13,018,271,308
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,038,327,960
元本等合計	19,056,599,268
純資産合計	19,056,599,268
負債純資産合計	19,630,092,812

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2021年12月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	12,637,746,543円
同期中追加設定元本額	3,113,533,093円
同期中一部解約元本額	2,733,008,328円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	458,427,410円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	319,761,730円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	53,968,347円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	28,131,992円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	1,126,565,256円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	1,797,051,895円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	293,869,111円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	2,364,390,546円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）	4,108,253,415円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	1,132,816,024円
DCニッセイ国内債券アクティブ	1,099,507,293円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	63,294,865円
DCニッセイバランスアクティブ	172,233,424円
計	13,018,271,308円
2. 受益権の総数	13,018,271,308口

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	2021年12月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	
国債証券		22,154,226
合計		22,154,226

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2021年12月20日現在
1口当たり純資産額	1.4638円
(1万口当たり純資産額)	(14,638円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2021年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第415回 利付国債(2年)	281,000,000	281,404,700	
	第416回 利付国債(2年)	52,900,000	52,984,731	
	第417回 利付国債(2年)	75,700,000	75,829,106	
	第418回 利付国債(2年)	500,000	500,947	
	第420回 利付国債(2年)	17,400,000	17,439,324	
	第421回 利付国債(2年)	25,900,000	25,963,455	
	第425回 利付国債(2年)	189,800,000	190,128,354	
	第426回 利付国債(2年)	127,500,000	127,743,525	
	第427回 利付国債(2年)	67,000,000	67,134,670	
	第137回 利付国債(5年)	214,000,000	214,823,900	
	第138回 利付国債(5年)	600,100,000	602,800,450	
	第139回 利付国債(5年)	170,200,000	171,061,212	
	第142回 利付国債(5年)	299,000,000	301,021,240	
	第143回 利付国債(5年)	75,000,000	75,549,000	
	第146回 利付国債(5年)	1,327,100,000	1,338,552,873	
	第1回 利付国債(40年)	7,900,000	11,382,241	
	第7回 利付国債(40年)	2,100,000	2,731,470	
	第8回 利付国債(40年)	3,400,000	4,142,356	
	第9回 利付国債(40年)	45,000,000	41,328,000	
	第14回 利付国債(40年)	358,200,000	358,751,628	
	第323回 利付国債(10年)	1,027,800,000	1,032,964,776	
	第330回 利付国債(10年)	132,000,000	134,114,640	
	第337回 利付国債(10年)	800,000	810,224	
	第339回 利付国債(10年)	45,700,000	46,542,251	
	第346回 利付国債(10年)	1,000,000,000	1,011,070,000	



第348回 利付国債(10年)	600,000	607,464	
第357回 利付国債(10年)	400,000	405,956	
第358回 利付国債(10年)	400,000	405,636	
第359回 利付国債(10年)	900,000	911,907	
第363回 利付国債(10年)	234,200,000	235,975,236	
第364回 利付国債(10年)	327,100,000	329,164,001	
第29回 利付国債(30年)	103,600,000	138,403,384	
第30回 利付国債(30年)	9,600,000	12,727,008	
第34回 利付国債(30年)	158,100,000	209,699,097	
第37回 利付国債(30年)	94,200,000	120,922,656	
第38回 利付国債(30年)	38,800,000	49,194,908	
第40回 利付国債(30年)	77,100,000	98,106,666	
第42回 利付国債(30年)	92,700,000	116,246,727	
第43回 利付国債(30年)	159,800,000	200,603,332	
第44回 利付国債(30年)	168,500,000	211,743,840	
第46回 利付国債(30年)	111,700,000	135,808,211	
第54回 利付国債(30年)	800,000	845,264	
第55回 利付国債(30年)	33,500,000	35,372,650	
第56回 利付国債(30年)	157,600,000	166,110,400	
第57回 利付国債(30年)	13,600,000	14,324,336	
第58回 利付国債(30年)	66,700,000	70,121,710	
第60回 利付国債(30年)	28,300,000	30,361,655	
第61回 利付国債(30年)	195,400,000	199,706,616	
第62回 利付国債(30年)	35,000,000	33,941,950	
第63回 利付国債(30年)	290,400,000	273,783,312	
第64回 利付国債(30年)	163,500,000	153,889,470	
第65回 利付国債(30年)	51,500,000	48,393,005	
第66回 利付国債(30年)	47,700,000	44,854,218	
第67回 利付国債(30年)	155,500,000	153,814,380	
第71回 利付国債(30年)	74,300,000	75,311,966	
第72回 利付国債(30年)	522,700,000	529,212,842	
第92回 利付国債(20年)	17,300,000	19,220,992	
第99回 利付国債(20年)	28,600,000	32,415,526	
第102回 利付国債(20年)	49,600,000	57,725,968	
第107回 利付国債(20年)	15,300,000	17,678,079	
第109回 利付国債(20年)	70,900,000	81,305,993	
第110回 利付国債(20年)	79,400,000	92,212,778	
第112回 利付国債(20年)	37,800,000	44,080,470	
第113回 利付国債(20年)	24,200,000	28,335,054	

第114回 利付国債(20年)	6,500,000	7,643,545	
第117回 利付国債(20年)	1,500,000	1,769,880	
第118回 利付国債(20年)	200,000,000	235,082,000	
第123回 利付国債(20年)	40,300,000	48,000,524	
第134回 利付国債(20年)	19,200,000	22,601,280	
第136回 利付国債(20年)	400,000	462,716	
第138回 利付国債(20年)	6,100,000	7,008,839	
第139回 利付国債(20年)	95,500,000	110,723,655	
第143回 利付国債(20年)	318,300,000	371,386,074	
第144回 利付国債(20年)	237,500,000	274,469,250	
第145回 利付国債(20年)	40,700,000	48,046,350	
第146回 利付国債(20年)	97,400,000	115,227,122	
第147回 利付国債(20年)	135,000,000	158,442,750	
第150回 利付国債(20年)	200,000,000	230,982,000	
第151回 利付国債(20年)	54,600,000	61,750,962	
第153回 利付国債(20年)	237,300,000	272,138,013	
第154回 利付国債(20年)	53,900,000	61,152,245	
第155回 利付国債(20年)	385,500,000	427,199,535	
第158回 利付国債(20年)	71,100,000	73,732,833	
第159回 利付国債(20年)	500,000	525,295	
第160回 利付国債(20年)	21,600,000	22,993,416	
第161回 利付国債(20年)	463,600,000	485,991,880	
第162回 利付国債(20年)	438,000,000	458,791,860	
第163回 利付国債(20年)	100,000	104,659	
第164回 利付国債(20年)	129,700,000	133,510,586	

第165回 利付国債(20年)	236,900,000	243,580,580	
第167回 利付国債(20年)	125,800,000	129,033,060	
第168回 利付国債(20年)	475,500,000	479,365,815	
第170回 利付国債(20年)	20,000,000	19,750,200	
第171回 利付国債(20年)	22,100,000	21,783,749	
第175回 利付国債(20年)	15,400,000	15,616,678	
第178回 利付国債(20年)	835,800,000	844,910,220	
第22回 物価連動国債(10年)	142,000,000	153,462,109	
第24回 物価連動国債(10年)	142,000,000	148,897,652	
第26回 物価連動国債(10年)	142,000,000	149,266,925	
国債証券 合計	15,295,100,000	16,086,123,993	
合計		16,086,123,993	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2021年12月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	995,090,545
金銭信託	6,605,963
コール・ローン	607,319,708
株式	43,275,906,443
派生商品評価勘定	28,581,815
未収入金	905,141,911
未収配当金	17,388,498
流動資産合計	45,836,034,883
資産合計	45,836,034,883
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	29,428,461
未払金	1,250,873,920
未払解約金	107,851,378
その他未払費用	554
流動負債合計	1,388,154,313
負債合計	1,388,154,313
純資産の部	
元本等	
元本	13,061,856,296
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	31,386,024,274
元本等合計	44,447,880,570
純資産合計	44,447,880,570
負債純資産合計	45,836,034,883

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2021年12月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,547,982,690円
同期中追加設定元本額	3,219,558,659円
同期中一部解約元本額	3,705,685,053円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	35,673,943円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	78,403,168円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	46,099,662円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適格機関投資家専用)	6,889,458円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	87,666,419円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	440,615,524円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	251,033,128円
DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式	9,834,932,745円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	183,994,694円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)	1,007,295,290円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)	967,660,061円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	37,861,032円
ニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式SA(適格機関投資家限定)	2,672,887円
DCニッセイバランスアクティブ	81,058,285円
計	13,061,856,296円
2. 受益権の総数	13,061,856,296口

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2021年12月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	
株式		4,458,063,345
合計		4,458,063,345

(デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	2021年12月20日現在			
	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	4,036,393,461	-	4,034,843,644	1,549,817
イギリス・ポンド	1,712,119,600	-	1,715,452,507	3,332,907
オーストラリア・ドル	714,993,140	-	713,155,576	1,837,564
カナダ・ドル	53,567,154	-	53,807,255	240,101
デンマーク・クローネ	352,289,925	-	353,860,877	1,570,952
ノルウェー・クローネ	662,344,800	-	660,424,960	1,919,840
ユーロ	181,340,874	-	181,307,567	33,307
香港・ドル	176,133,913	-	174,484,117	1,649,796
買建	183,604,055	-	182,350,785	1,253,270
アメリカ・ドル	4,036,393,461	-	4,033,996,998	2,396,463
イスラエル・シェケル	2,324,273,861	-	2,337,923,422	13,649,561
オーストラリア・ドル	84,071,502	-	87,944,426	3,872,924
カナダ・ドル	132,979,166	-	128,228,085	4,751,081
シンガポール・ドル	237,461,138	-	232,666,589	4,794,549
スイス・フラン	143,822,924	-	141,385,787	2,437,137
スウェーデン・クローナ	116,691,776	-	116,516,954	174,822
ユーロ	466,898,961	-	462,043,992	4,854,969
香港・ドル	505,762,320	-	503,044,533	2,717,787
合計	24,431,813	-	24,243,210	188,603
合計	8,072,786,922	-	8,068,840,642	846,646

(注) 為替予約取引

## 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。



（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2021年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3,4029円 (34,029円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2021年12月20日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	ADOBE INC	14,800	556.640	8,238,272.00	
	AES CORP	170,500	24.090	4,107,345.00	
	AMAZON.COM INC	4,470	3,400.350	15,199,564.50	
	APPLE INC	76,300	171.140	13,057,982.00	
	APPLIED MATERIALS INC	25,400	146.150	3,712,210.00	
	ASML HOLDING NV	6,300	749.870	4,724,181.00	
	ASSURED GUARANTY LTD	82,195	46.840	3,850,013.80	
	AVERY DENNISON CORP	27,800	206.890	5,751,542.00	
	BALL CORP	29,700	92.790	2,755,863.00	
	BANK OF AMERICA CORP	180,800	43.880	7,933,504.00	
	BIO-RAD LABORATORIES-CL A	4,900	731.460	3,584,154.00	
	BLACKROCK INC	5,100	913.570	4,659,207.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,300	1,683.840	3,872,832.00	
	CITIGROUP INC	103,800	59.540	6,180,252.00	
	COOPER COS INC/THE	13,500	393.470	5,311,845.00	
	CVS HEALTH CORP	69,400	100.360	6,964,984.00	
	DANAHER CORP	24,900	313.410	7,803,909.00	
	DEERE & CO	11,000	347.030	3,817,330.00	
	DOCUSIGN INC	16,900	155.370	2,625,753.00	
	DYNATRACE INC	59,533	57.580	3,427,910.14	
	ELI LILLY & CO	26,300	267.420	7,033,146.00	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	53,000	107.980	5,722,940.00	
	GENERAL MOTORS CO	95,300	55.160	5,256,748.00	
	GINKGO BIOWORKS HOLDINGS INC	262,800	11.170	2,935,476.00	
	HOME DEPOT INC	15,500	387.980	6,013,690.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	22,400	205.170	4,595,808.00	
INGERSOLL-RAND INC	79,600	58.220	4,634,312.00		
INTUIT INC	7,000	620.270	4,341,890.00		
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	59,500	77.050	4,584,475.00		
KKR & CO INC -A	69,800	71.580	4,996,284.00		

	LEVI STRAUSS & CO- CLASS A	138,400	23.960	3,316,064.00	
	LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	173,600	27.420	4,760,112.00	
	LINDE PLC	14,500	333.830	4,840,535.00	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	31,000	94.120	2,917,720.00	
	MEDTRONIC PLC	50,300	100.630	5,061,689.00	
	MERCK & CO INC	34,900	75.690	2,641,581.00	
	MICROSOFT CORP	53,500	323.800	17,323,300.00	
	NRG ENERGY INC	217,731	40.490	8,815,928.19	
	NVIDIA CORP	18,300	278.010	5,087,583.00	
	OTIS WORLDWIDE CORP	49,200	84.160	4,140,672.00	
	PAYPAL HOLDINGS INC	21,600	186.200	4,021,920.00	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	9,155	619.280	5,669,508.40	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	7,100	475.520	3,376,192.00	
	SALESFORCE.COM INC	19,700	252.930	4,982,721.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	1,600	1,323.400	2,117,440.00	
	TARGET CORP	18,600	223.310	4,153,566.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	28,900	186.300	5,384,070.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	9,500	651.070	6,185,165.00	
	UNION PACIFIC CORP	27,800	242.690	6,746,782.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	37,600	211.880	7,966,688.00	
	WALMART INC	55,600	138.750	7,714,500.00	
	WALT DISNEY CO	29,900	148.760	4,447,924.00	
	WASTE CONNECTIONS INC	18,500	130.250	2,409,625.00	
	ZEVIA PBC-A	74,724	7.520	561,924.48	
アメリカ・ドル	小計	2,762,508		292,336,632.51 (33,215,288,184)	
イギリス・ポンド	ASHTED GROUP PLC	72,082	60.320	4,347,986.24	
	PRUDENTIAL PLC	249,765	12.750	3,184,503.75	
	UNILEVER PLC	115,423	39.820	4,596,143.86	
イギリス・ポンド	小計	437,270		12,128,633.85 (1,824,146,531)	
オーストラリア・ドル	QBE INSURANCE GROUP LTD	786,021	11.320	8,897,757.72	
オーストラリア・ドル	小計	786,021		8,897,757.72 (720,095,532)	
カナダ・ドル	COGECO COMMUNICATIONS INC	53,100	98.620	5,236,722.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,100	2,230.690	6,915,139.00	
	LIGHTSPEED COMMERCE INC	54,500	52.060	2,837,270.00	
カナダ・ドル	小計	110,700		14,989,131.00 (1,321,741,572)	
スイス・フラン	LONZA GROUP AG	5,461	748.000	4,084,828.00	
	NOVARTIS AG	40,645	79.800	3,243,471.00	

	SIG COMBIBLOC GROUP	115,107	24.560	2,827,027.92	
スイス・フラン	小計	161,213		10,155,326.92 (1,249,308,318)	
デンマーク・ク ローネ	DSV A/S	17,080	1,429.000	24,407,320.00	
	NOVOZYMES A/S	65,663	522.800	34,328,616.40	
デンマーク・クローネ	小計	82,743		58,735,936.40 (1,009,670,747)	
ノルウェー・ク ローネ	AUTOSTORE HOLDINGS LTD- W/I	507,270	33.960	17,226,889.20	
ノルウェー・クローネ	小計	507,270		17,226,889.20 (216,369,728)	
ユーロ	AXA SA	160,578	25.380	4,075,469.64	
	BUREAU VERITAS SA	60,838	28.130	1,711,372.94	
	EURAZEO	74,006	73.350	5,428,340.10	
	HEINEKEN NV	47,216	97.440	4,600,727.04	
	KERRY GROUP PLC-A	42,792	114.000	4,878,288.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	22,596	193.000	4,361,028.00	
ユーロ	小計	408,026		25,055,225.72 (3,202,057,847)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	446,000	79.650	35,523,900.00	
香港・ドル	小計	446,000		35,523,900.00 (517,227,984)	
合計		5,701,751		43,275,906,443 (43,275,906,443)	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（注）

- 1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 54銘柄	74.73	76.75
イギリス・ポンド	株式 3銘柄	4.10	4.22
オーストラリア・ドル	株式 1銘柄	1.62	1.66
カナダ・ドル	株式 3銘柄	2.97	3.05
スイス・フラン	株式 3銘柄	2.81	2.89
デンマーク・クローネ	株式 2銘柄	2.27	2.33
ノルウェー・クローネ	株式 1銘柄	0.49	0.50
ユーロ	株式 6銘柄	7.20	7.40
香港・ドル	株式 1銘柄	1.16	1.20

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

## ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2021年12月20日現在

<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	508,473,013
金銭信託	946,777
コール・ローン	87,041,998
国債証券	7,431,973,316
地方債証券	130,558,955
特殊債券	1,096,388,970
社債券	672,498,084
派生商品評価勘定	27,215,688
未収入金	115,994,460
未収利息	55,503,894
前払費用	1,101,389
流動資産合計	10,127,696,544
<b>資産合計</b>	
10,127,696,544	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
売付債券	116,171,905
派生商品評価勘定	21,923,162
未払金	351,232,264
未払解約金	4,994,759
その他未払費用	88
流動負債合計	494,322,178
<b>負債合計</b>	
494,322,178	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	3,122,984,914
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,510,389,452
元本等合計	9,633,374,366
<b>純資産合計</b>	
9,633,374,366	
<b>負債純資産合計</b>	
10,127,696,544	

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2021年12月20日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,199,576,755円
同期中追加設定元本額	561,002,695円
同期中一部解約元本額	637,594,536円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)	39,564,347円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)	43,482,526円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(株式重視型)	17,048,061円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン(標準型)VA(適格機関投資家専用)	3,825,413円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	97,228,361円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)	244,364,989円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	92,829,376円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(債券重視型)	204,058,134円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(標準型)	558,658,223円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス(株式重視型)	357,841,358円
DCニッセイ/パトナム・グローバル債券	1,166,187,972円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)	14,996,642円
ニッセイ/パトナム・グローバル債券SA(適格機関投資家限定)	241,494,258円
DCニッセイバランスアクティブ	41,405,254円
計	3,122,984,914円
2. 受益権の総数	3,122,984,914口

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年12月22日 至 2021年12月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2021年12月20日現在	
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	
国債証券		238,255,243
地方債証券		6,040,126
特殊債券		18,341,333
社債券		48,281,911
合計		310,918,613

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	2021年12月20日現在			
	契約額等(円)	うち		評価損益(円)
		1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	2,046,452,700	-	2,033,587,092	12,865,608
イギリス・ポンド	870,618,350	-	873,660,635	3,042,285
イスラエル・シェケル	169,733,049	-	169,627,964	105,085
オーストラリア・ドル	3,109,813	-	3,160,938	51,125
カナダ・ドル	200,891,734	-	197,584,504	3,307,230
スイス・フラン	358,891,798	-	347,541,142	11,350,656
スウェーデン・クローナ	4,783,320	-	4,768,114	15,206
デンマーク・クローネ	23,860,723	-	23,899,728	39,005
ノルウェー・クローネ	7,022,115	-	7,026,200	4,085
メキシコ・ペソ	23,946,478	-	23,404,787	541,691
ユーロ	7,204,914	-	7,232,121	27,207
買建	376,390,406	-	375,680,959	709,447
アメリカ・ドル	2,046,452,700	-	2,038,879,618	7,573,082
イギリス・ポンド	1,175,834,350	-	1,179,474,660	3,640,310
イスラエル・シェケル	96,850,640	-	96,840,125	10,515
オーストラリア・ドル	46,525,040	-	48,668,310	2,143,270
オフショア・人民元	163,486,596	-	161,033,439	2,453,157
カナダ・ドル	41,406,602	-	41,508,822	102,220
シンガポール・ドル	349,921,906	-	340,375,250	9,546,656
スイス・フラン	41,674,088	-	40,967,904	706,184
スウェーデン・クローナ	4,868,268	-	4,854,359	13,909
デンマーク・クローネ	28,917,671	-	28,616,976	300,695
ノルウェー・クローネ	1,719,327	-	1,709,680	9,647
ポーランド・ズロチ	26,203,133	-	26,209,001	5,868
ユーロ	301,951	-	301,507	444
合計	68,743,128	-	68,319,585	423,543
合計	4,092,905,400	-	4,072,466,710	5,292,526



## (注) 為替予約取引

## 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	2021年12月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0847円 (30,847円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2021年12月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,324,011.00	
		US TREASURY N/B	4,900,000.00	5,054,644.00	
		US TREASURY N/B	2,490,000.00	2,791,215.30	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,439,334.00	
		US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,812,056.50	
		US TREASURY N/B	3,290,000.00	3,194,622.90	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,138,909.00	
		US TREASURY N/B	5,300,000.00	6,118,373.00	
	アメリカ・ドル	小計	25,530,000.00 (2,900,718,600)	26,873,165.70 (3,053,329,087)	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY	70,000.00	100,588.60	
		UK TREASURY	240,000.00	486,254.40	
		UK TREASURY	1,260,000.00	1,336,280.40	
		UK TREASURY	10,000.00	20,579.00	
		UK TREASURY	1,450,000.00	2,091,755.50	
		UNITED KINGDOM GILT	10,000.00	16,305.30	
	イギリス・ポンド	小計	3,040,000.00 (457,216,000)	4,051,763.20 (609,385,185)	
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	450,000.00	559,179.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	860,000.00	901,761.60	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	90,000.00	102,515.40	
AUSTRALIAN GOVERNMENT		450,000.00	480,474.00		
オーストラリア・ドル	小計	1,850,000.00	2,043,930.00		

		(149,720,500)	(165,415,255)	
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT	212,000.00	289,110.76	
カナダ・ドル 小計		212,000.00 (18,694,160)	289,110.76 (25,493,787)	
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,290,000.00	1,355,248.20	
	SWEDISH GOVERNMENT	320,000.00	488,473.60	
スウェーデン・クローナ 小計		1,610,000.00 (20,012,300)	1,843,721.80 (22,917,462)	
デンマーク・クローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,190,000.00	1,295,267.40	
	KINGDOM OF DENMARK	800,000.00	1,459,976.00	
デンマーク・クローネ 小計		1,990,000.00 (34,208,100)	2,755,243.40 (47,362,634)	
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,660,000.00	1,685,348.20	
ノルウェー・クローネ 小計		1,660,000.00 (20,849,600)	1,685,348.20 (21,167,973)	
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,870,000.00	1,733,770.50	
ポーランド・ズロチ 小計		1,870,000.00 (51,609,195)	1,733,770.50 (47,849,465)	
マレーシア・リングギット	MALAYSIA GOVERNMENT	1,720,000.00	1,759,405.20	
マレーシア・リングギット 小計		1,720,000.00 (46,209,176)	1,759,405.20 (47,267,828)	
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,280,000.00	13,440,024.00	
メキシコ・ペソ 小計		13,280,000.00 (72,502,160)	13,440,024.00 (73,375,811)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	840,000.00	898,699.20	
	BELGIUM KINGDOM	140,000.00	142,256.80	
	BELGIUM KINGDOM	510,000.00	870,651.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	470,000.00	514,400.90	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	364,000.00	683,009.60	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	110,000.00	166,932.70	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950,000.00	1,289,444.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	220,000.00	312,809.20	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	520,000.00	568,110.40	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	350,000.00	414,466.50	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	30,000.00	29,121.30	
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	270,000.00	294,821.10	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	880,000.00	912,472.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	881,000.00	1,429,413.69	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	730,000.00	1,176,103.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	275,146.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	640,000.00	689,715.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,060,000.00	1,137,358.80	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	130,000.00	128,879.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	804,872.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,640,000.00	2,227,546.40	

		FINNISH GOVERNMENT	270,000.00	307,632.60	
		FRANCE (GOVT OF)	970,000.00	1,153,048.70	
		FRANCE (GOVT OF)	110,000.00	177,358.50	
		FRANCE (GOVT OF)	2,266,000.00	2,349,728.70	
		FRANCE (GOVT OF)	740,000.00	1,312,501.00	
		FRANCE (GOVT OF)	610,000.00	644,861.50	
		FRANCE (GOVT OF)	920,000.00	929,724.40	
		FRANCE (GOVT OF)	420,000.00	837,345.60	
		IRISH TREASURY	450,000.00	463,477.50	
		IRISH TREASURY	100,000.00	133,239.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	650,000.00	683,137.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	405,792.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	320,000.00	565,689.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	290,000.00	373,334.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	630,000.00	662,539.50	
	ユーロ	小計	20,881,000.00 (2,668,591,800)	25,965,640.29 (3,318,408,829)	
国債証券 合計			6,440,331,591 (6,440,331,591)	7,431,973,316 (7,431,973,316)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONTARIO (PROVINCE OF)	810,000.00	842,626.80	
		ONTARIO (PROVINCE OF)	200,000.00	215,614.00	
		ONTARIO (PROVINCE OF)	320,000.00	422,355.20	
	カナダ・ドル	小計	1,330,000.00 (117,279,400)	1,480,596.00 (130,558,955)	
地方債証券 合計			117,279,400 (117,279,400)	130,558,955 (130,558,955)	
特殊債券	アメリカ・ドル	FNMA 545477	5,240.05	6,080.60	
		FNMA 555571	2,269.04	2,605.87	
		FNMA 602285	1,524.22	1,692.34	
		FNMA 609480	665.63	687.99	
		FNMA TBA	2,000,000.00	2,074,440.00	
		FNMA TBA	1,000,000.00	1,022,460.00	
		FNW 2003-W1 2A	172,196.66	187,634.09	
		FNW 2003-W3 1A1	2,372.87	2,753.31	
		FR Z11716	17,602.08	19,655.89	
		FR ZS4136	3,784.86	4,373.36	
		GNMA 781542	3,646.73	4,053.48	
	GNMA BX9597	981,248.60	994,367.89		
	アメリカ・ドル	小計	4,190,550.74 (476,130,375)	4,320,804.82 (490,929,844)	
	ユーロ	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	530,000.00	538,787.40	
CAISSE D'AMORT DETTE SOC		500,000.00	503,000.00		
EFSF		1,360,000.00	1,388,383.20		
EFSF		440,000.00	542,652.00		
EUROPEAN INVESTMENT BANK		225,000.00	249,689.25		
EUROPEAN INVESTMENT BANK		465,000.00	491,081.85		
KFW		473,000.00	494,639.75		
LANDWIRTSCH. RENTENBANK	520,000.00	529,318.40			
ユーロ	小計	4,513,000.00	4,737,551.85		

			(576,761,400)	(605,459,126)	
特殊債券	合計		1,052,891,775.07 (1,052,891,775)	1,096,388,970 (1,096,388,970)	
社債券	アメリカ・ドル	APPLE INC	345,000.00	336,440.55	
		BANK 2019-BN20 XA	1,512,838.35	84,007.91	
		BBCMS 2019-C5 AS	116,000.00	123,469.24	
		BERKSHIRE HATHAWAY FIN	95,000.00	114,894.90	
		BP CAPITAL MARKETS PLC	500,000.00	535,795.00	
		CD 2017-CD6 AM	197,000.00	209,655.28	
		CGCMT 2014-GC19 XA	1,463,667.45	29,185.52	
		CGCMT 2014-GC21 AS	302,000.00	316,967.12	
		COMM 2013-LC13 XA	824,578.23	11,296.72	
		COMM 2015-LC21 XA	3,199,980.48	64,607.58	
		COMMONWEALTH BANK AUST	500,000.00	541,045.00	
		GLAXOSMITHKLINE CAP INC	250,000.00	259,210.00	
		GSMS 2013-GC10 XA	2,362,400.73	29,057.51	
		JPMBB 2013-C12 XA	7,969,669.91	38,812.28	
		JPMBB 2013-C15 B	150,000.00	157,539.00	
		JPMBB 2013-C15 C	219,000.00	229,071.81	
		JPMBB 2013-C17 XA	727,983.52	9,114.35	
		JPMBB 2014-C19 C	37,000.00	38,660.19	
		JPMBB 2015-C33 XA	1,731,131.43	54,357.52	
		JPMCC 2012-LC9 XA	655,109.12	6,079.41	
		JPMCC 2013-C16 XA	3,563,893.01	46,900.82	
		JPMCC 2019-COR5 XA	3,168,027.44	270,042.65	
		MET LIFE GLOB FUNDING I	510,000.00	543,787.50	
		MSBAM 2012-C6 B	201,000.00	203,799.93	
		MSBAM 2014-C14 C	111,000.00	116,780.88	
		MSBAM 2014-C17 XA	812,222.19	14,733.71	
		ROCHE HOLDINGS INC	250,000.00	303,057.50	
		UBSBB 2012-C2 A4	191,000.00	191,733.44	
		UBSBB 2013-C6 XA	3,484,555.62	30,002.02	
		UBSCM 2017-C4 AS	93,000.00	99,721.11	
		UBSCM 2017-C7 XA	1,245,051.68	58,069.21	
		UBSCM 2018-C13 AS	84,000.00	95,644.92	
WFCM 2013-LC12 AS	115,000.00	118,283.25			
WFCM 2016-LC25 XA	1,294,824.42	44,995.14			
WFRBS 2013-C11 AS	103,000.00	104,878.72			
WFRBS 2013-C18 AS	466,000.00	487,137.76			
	アメリカ・ドル 小計		38,850,933.58 (4,414,243,073)	5,918,835.45 (672,498,084)	
社債券	合計		4,414,243,073.35 (4,414,243,073)	672,498,084 (672,498,084)	
合計				9,331,419,325 (9,331,419,325)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券	8銘柄	31.70
	特殊債券	12銘柄	5.10
	社債券	36銘柄	6.98
イギリス・ポンド	国債証券	6銘柄	6.33
オーストラリア・ドル	国債証券	4銘柄	1.72
カナダ・ドル	国債証券	1銘柄	0.26
	地方債証券	3銘柄	1.36
スウェーデン・クローナ	国債証券	2銘柄	0.24
デンマーク・クローネ	国債証券	2銘柄	0.49
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	0.22
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	0.50
マレーシア・リングギット	国債証券	1銘柄	0.49
メキシコ・ペソ	国債証券	1銘柄	0.76
ユーロ	国債証券	36銘柄	34.45
	特殊債券	8銘柄	6.29

(注1)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

(注2) T B A取引の買約定は、特殊債券に属します。

T B A取引の売約定については、貸借対照表流動負債の「売付債券」に別途計上しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

2021年12月30日現在

資産総額	1,230,120,889円
負債総額	2,032,246円
純資産総額（ - ）	1,228,088,643円
発行済数量	846,849,412口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4502円

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）

2021年12月30日現在

資産総額	1,362,591,923円
負債総額	1,242,510円
純資産総額（ - ）	1,361,349,413円
発行済数量	871,780,715口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5616円

## ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

2021年12月30日現在

資産総額	532,482,397円
負債総額	240,400円
純資産総額（ - ）	532,241,997円
発行済数量	334,482,430口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5912円

（参考）

## ニッセイ国内株式マザーファンド

2021年12月30日現在

資産総額	17,175,085,504円
負債総額	18,962,089円
純資産総額（ - ）	17,156,123,415円
発行済数量	12,038,064,413口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4252円

## ニッセイ国内債券マザーファンド

2021年12月30日現在

資産総額	19,820,272,665円
負債総額	802,484,059円
純資産総額（ - ）	19,017,788,606円
発行済数量	13,036,264,002口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4588円

## ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

2021年12月30日現在

資産総額	46,790,163,900円
負債総額	133,738,136円
純資産総額( - )	46,656,425,764円
発行済数量	13,139,552,973口
1口当たり純資産額( / )	3.5508円

## ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

2021年12月30日現在

資産総額	10,438,177,869円
負債総額	768,579,550円
純資産総額( - )	9,669,598,319円
発行済数量	3,119,506,834口
1口当たり純資産額( / )	3.0997円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

ありません。

### （3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2021年12月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2021年12月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	430	70,297
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	140	26,199
単位型公社債投資信託	0	0
合計	570	96,497

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第26期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第27期事業年度に係る中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		28,674,230		40,822,894
有価証券		6,301,326		-
前払費用		546,666		718,688
未収委託者報酬		4,882,250		5,412,597
未収運用受託報酬		2,039,974		2,425,363
未収投資助言報酬		174,892		216,401
その他		50,572		38,899
流動資産合計		42,669,914		49,634,844
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物附属設備	1	98,471	1	130,411
車両	1	2,180	1	1,454
器具備品	1	142,866	1	125,816
有形固定資産合計		243,517		257,681
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		969,528		1,225,315
ソフトウェア仮勘定		216,033		359,445
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		1,193,575		1,592,774
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		33,634,499		37,058,043
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		-		237,055
差入保証金		303,875		382,751
繰延税金資産		1,292,446		1,200,554
その他		17,821		15,154
投資その他の資産合計		35,314,867		38,959,781
固定資産合計		36,751,960		40,810,238
資産合計		79,421,875		90,445,083

## 負債の部

## 流動負債

預り金		45,856		47,039
未払収益分配金		5,643		5,643
未払手数料	2	1,633,415	2	1,911,775
未払運用委託報酬	2	810,981	2	1,871,193
未払投資助言報酬	2	852,782	2	1,147,828
その他未払金	2	3,591,122	2	4,839,326
未払費用	2	146,706	2	132,085
未払法人税等		686,983		1,042,946
未払消費税等		527,890		904,947
賞与引当金		975,373		1,123,336
その他		16,476		82,891
流動負債合計		9,293,232		13,109,013

## 固定負債

退職給付引当金		1,950,746		2,155,971
役員退職慰労引当金		22,700		27,450
固定負債合計		1,973,446		2,183,421

## 負債合計

		11,266,679		15,292,435
--	--	------------	--	------------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840

## 利益剰余金

利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		48,745,315		55,045,550
利益剰余金合計		49,425,122		55,725,357
株主資本合計		67,706,962		74,007,197

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		512,183		1,242,655
繰延ヘッジ損益		63,949		97,204
評価・換算差額等合計		448,234		1,145,450

## 純資産合計

		68,155,196		75,152,647
--	--	------------	--	------------

## 負債・純資産合計

		79,421,875		90,445,083
--	--	------------	--	------------

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	27,088,982	26,838,624
運用受託報酬	13,165,624	18,630,497
投資助言報酬	677,248	878,199
その他営業収益	2,000	-
営業収益計	40,933,856	46,347,320
営業費用		
支払手数料	11,090,478	10,412,572
広告宣伝費	25,032	17,988
調査費	6,466,222	8,251,721
支払運用委託報酬	1,866,932	2,916,886
支払投資助言報酬	3,238,306	3,866,188
委託調査費	125,262	129,355
調査費	1,235,721	1,339,290
委託計算費	249,653	256,942
営業雑経費	929,200	760,920
通信費	47,749	64,179
印刷費	189,820	176,812
協会費	38,958	40,454
その他営業雑経費	652,672	479,472
営業費用計	18,760,587	19,700,144
一般管理費		
役員報酬	142,108	126,093
給料・手当	3,934,995	4,103,410
賞与引当金繰入額	974,031	1,120,241
賞与	285,503	280,494
福利厚生費	762,163	797,392
退職給付費用	307,637	359,252
役員退職慰労引当金繰入額	7,000	7,150
役員退職慰労金	30	-
その他人件費	172,763	166,126
不動産賃借料	682,105	716,925
その他不動産経費	31,283	32,816
交際費	28,014	6,766
旅費交通費	170,993	8,778
固定資産減価償却費	442,697	477,830
租税公課	341,195	395,649
業務委託費	291,579	315,850
器具備品費	354,221	357,066
保険料	46,549	45,818
寄付金	-	30,000
諸経費	225,408	226,790
一般管理費計	9,200,283	9,574,455
営業利益	12,972,984	17,072,720
営業外収益		
受取利息	1,176	289
有価証券利息	12,651	4,705
受取配当金	1 200,028	1 74,260

金融派生商品収益		14,042		40,753
その他営業外収益		13,606		14,644
営業外収益計		241,504		134,653
営業外費用				
為替差損		27,288		32,651
金融派生商品費用		9,593		24,611
控除対象外消費税		5,453		3,018
その他営業外費用		8,493		4,203
営業外費用計		50,829		64,485
経常利益		13,163,659		17,142,888
特別利益				
投資有価証券売却益		4,459		3,376
投資有価証券償還益		1,744		20,904
特別利益計		6,204		24,280
特別損失				
投資有価証券売却損		72,045		49,202
投資有価証券償還損		4,115		105,236
固定資産除却損	2	8,422	2	870
事故損失賠償金	3	4,351	3	12,614
特別損失計		88,934		167,924
税引前当期純利益		13,080,929		16,999,244
法人税、住民税及び事業税		4,134,957		5,395,622
法人税等調整額		106,970		196,661
法人税等合計		4,027,986		5,198,960
当期純利益		9,052,942		11,800,283

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	9,052,942	9,052,942	9,052,942
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,552,893	3,552,893	3,552,893
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
当期純利益	-	-	-	9,052,942
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	199,216	20,071	219,287	219,287
当期変動額合計	199,216	20,071	219,287	3,333,606
当期末残高	512,183	63,949	448,234	68,155,196

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	11,800,283	11,800,283	11,800,283
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	6,300,235	6,300,235	6,300,235
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	512,183	63,949	448,234	68,155,196
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
当期純利益	-	-	-	11,800,283
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	730,471	33,255	697,216	697,216
当期変動額合計	730,471	33,255	697,216	6,997,451
当期末残高	1,242,655	97,204	1,145,450	75,152,647



## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税	日本生命保険相互会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

## (1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

## (2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響はありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

#### (2) 適用年月日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響はありません。

## (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物附属設備	310,385千円	318,792千円
車両	4,549	5,275
器具備品	394,258	447,285
計	709,193	771,352

2. 当事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は4,960,571千円であります。前事業年度の関係会社に対する負債は、その金額が負債及び純資産の合計額の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

## (損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
受取配当金	70,499千円	9,823千円

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
建物附属設備	4,181千円	- 千円
器具備品	4,240	870
計	8,422	870

3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2019年6月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2020年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債・地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によるおります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	28,674,230	28,674,230	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,301,326	6,307,330	6,003
投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,547,229	11,546,970	259
その他有価証券	22,087,270	22,087,270	-
資産計	68,610,058	68,615,802	5,744
その他未払金	3,591,122	3,591,122	-
負債計	3,591,122	3,591,122	-
デリバティブ取引( ) ヘッジ会計が適用され ているもの	10,218	10,218	-
デリバティブ取引計	10,218	10,218	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	40,822,894	40,822,894	-
有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	15,018,123	15,023,675	5,551
其他有価証券	22,039,919	22,039,919	-
資産計	77,880,937	77,886,489	5,551
其他未払金	4,839,326	4,839,326	-
負債計	4,839,326	4,839,326	-
デリバティブ取引( )			
ヘッジ会計が適用され ているもの	65,238	65,238	-
デリバティブ取引計	65,238	65,238	-

( ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

##### 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### 有価証券

決算日の市場価格等によっております。

##### 投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

#### 負 債

##### 其他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

##### デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	66,222	66,222

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	28,674,230	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,300,000	11,550,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	6,148,442	12,928,752	2,006,497	-
合計	41,122,673	24,478,752	2,006,497	-

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	40,822,894	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	15,020,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	2,802,653	17,140,145	2,093,118	-
合計	43,625,547	32,160,145	2,093,118	-

(注) 投資信託受益証券であります。



## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	11,798,934	11,806,740	7,805
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	11,798,934	11,806,740	7,805
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	6,049,621	6,047,560	2,061
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,049,621	6,047,560	2,061
合計		17,848,556	17,854,300	5,743

当事業年度(2021年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	12,218,123	12,224,015	5,891
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,218,123	12,224,015	5,891
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	2,800,000	2,799,660	340
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,800,000	2,799,660	340
合計		15,018,123	15,023,675	5,551

## 2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	14,350,630	13,532,359	818,270
	小計	14,350,630	13,532,359	818,270
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	7,736,640	8,140,850	404,209
	小計	7,736,640	8,140,850	404,209
	合計	22,087,270	21,673,209	414,060

当事業年度（2021年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	14,512,369	12,884,500	1,627,869
	小計	14,512,369	12,884,500	1,627,869
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注1)	7,527,550	7,711,000	183,449
	小計	7,527,550	7,711,000	183,449
	合計	22,039,919	20,595,500	1,444,419

(注1) 投資信託受益証券等であります。

(注2) 関係会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	1,650,233	4,459	72,045
合計	1,650,233	4,459	72,045

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	3,737,763	3,376	49,202
合計	3,737,763	3,376	49,202

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,860,993	-	10,218
合計			1,860,993	-	10,218

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,239,952	-	65,238
合計			1,239,952	-	65,238

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 〃 で示しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 千円	1,833,391 千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	1,887,492	-
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	54,100	-
勤務費用	-	247,178
利息費用	-	5,766
数理計算上の差異の発生額	-	28,155
退職給付の支払額	-	65,497
その他	-	936
退職給付債務の期末残高	1,833,391	2,049,929

## (2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,801,748 千円	117,355 千円
退職給付費用	274,595	19,053
退職給付の支払額	71,495	1,275
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	1,887,492	-
その他	-	936
退職給付引当金の期末残高	117,355	134,197

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,950,746 千円	2,184,126 千円
未認識数理計算上の差異	-	28,155
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,950,746	2,155,971
退職給付引当金	1,950,746	2,155,971
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,950,746	2,155,971

## (4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	274,595 千円	19,053 千円
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	54,100	-
勤務費用	-	247,178
利息費用	-	5,766
確定給付制度に係る退職給付費用	220,494	271,997

## (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.32 %	0.28 %

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において62,535千円、当事業年度において64,693千円であり、退職給付費用に計上しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	298,659 千円	343,965 千円
未払事業税	130,502	216,469
退職給付引当金	597,318	660,158
税務上の繰延資産償却超過額	4,337	2,848
役員退職慰労引当金	6,950	8,405
投資有価証券評価差額	254,174	156,971
その他	82,112	96,541
小計	1,374,055	1,485,360
評価性引当額	19	10
繰延税金資産合計	1,374,036	1,485,350
繰延税金負債		
特別分配金否認	3,682	4,093
投資有価証券評価差額	77,906	280,701
繰延税金負債合計	81,589	284,795
繰延税金資産(は負債)の純額	1,292,446	1,200,554

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。



（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,360,908	未収運用受託報酬	802,463
								投資助言報酬の受取	130,557	未収投資助言報酬	11,984
								連結納税	3,123,434	その他未払金	3,123,434

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,562,864	未収運用受託報酬	988,094
								投資助言報酬の受取	128,262	未収投資助言報酬	11,387
								連結納税	4,351,846	その他未払金	4,351,846

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	628,459円68銭	692,983円25銭
1株当たり当期純利益金額	83,477円26銭	108,810円52銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	9,052,942千円	11,800,283千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	9,052,942千円	11,800,283千円
期中平均株式数	108千株	108千株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第27期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		31,397,127
有価証券		3,450,000
前払費用		1,036,262
未収委託者報酬		5,905,517
未収運用受託報酬		4,241,456
未収投資助言報酬		223,450
その他		5,312
流動資産合計		46,259,127
固定資産		
有形固定資産	1	242,517
無形固定資産		1,880,946
投資その他の資産		
投資有価証券		32,410,243
関係会社株式		66,222
長期前払費用		56,143
差入保証金		378,030
繰延税金資産		870,069
その他		10,089
投資その他の資産合計		33,790,798
固定資産合計		35,914,262
資産合計		82,173,390

## 負債の部

## 流動負債

預り金		54,095
未払収益分配金		7,093
未払手数料		2,159,272
未払運用委託報酬		1,170,066
未払投資助言報酬		811,258
その他未払金		2,313,329
未払費用		190,552
未払法人税等		626,447
未払消費税等	2	366,077
前受投資助言報酬		42,288
賞与引当金		667,470
その他		10,955
流動負債合計		<u>8,418,909</u>

## 固定負債

退職給付引当金		2,288,326
役員退職慰労引当金		31,950
その他		20,039
固定負債合計		<u>2,340,315</u>

## 負債合計

	<u>10,759,224</u>
--	-------------------

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,281,840
資本剰余金合計		<u>8,281,840</u>

## 利益剰余金

利益準備金		139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		51,534,686
利益剰余金合計		<u>52,214,493</u>

## 株主資本合計

	<u>70,496,333</u>
--	-------------------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		1,028,471
繰延ヘッジ損益		110,639
評価・換算差額等合計		<u>917,831</u>

## 純資産合計

	<u>71,414,165</u>
--	-------------------

## 負債・純資産合計

	<u>82,173,390</u>
--	-------------------

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第27期中間会計期間	
(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	14,604,756
運用受託報酬	8,499,817
投資助言報酬	479,991
営業収益計	23,584,565
営業費用	10,360,657
一般管理費	1 5,226,094
営業利益	7,997,813
営業外収益	2 85,167
営業外費用	3 17,578
経常利益	8,065,402
特別利益	4 462,465
特別損失	5 39,144
税引前中間純利益	8,488,723
法人税、住民税及び事業税	2,286,317
法人税等調整額	272,980
法人税等合計	2,559,297
中間純利益	5,929,426

## (3)中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備 金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	9,440,289	9,440,289	9,440,289
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	5,929,426	5,929,426	5,929,426
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,510,863	3,510,863	3,510,863
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	51,534,686	52,214,493	70,496,333

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,242,655	97,204	1,145,450	75,152,647
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	9,440,289
中間純利益	-	-	-	5,929,426
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	214,183	13,435	227,618	227,618
当中間期変動額合計	214,183	13,435	227,618	3,738,481
当中間期末残高	1,028,471	110,639	917,831	71,414,165

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	第27期中間会計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>



5．収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p><b>投資信託委託業務</b>  投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。  当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> <p><b>投資運用業務</b>  投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。  当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p> <p><b>投資助言業務</b>  投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。  当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。</p>
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
7．ヘッジ会計の方法	<p><b>ヘッジ会計の方法</b>  繰延ヘッジ処理によるおります。</p> <p><b>ヘッジ手段とヘッジ対象</b>  ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約  ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p><b>ヘッジ方針</b>  ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p><b>ヘッジ有効性評価の方法</b>  ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によるおります。</p>
8．連結納税制度	<p>日本生命保険相互会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。</p>

## （会計方針の変更）

## 1．収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当中間会計期間の期首残高への影響もありません。

## 2．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## （中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間末 (2021年9月30日現在)	
1．有形固定資産の減価償却累計額	803,871千円
2．消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1．減価償却の実施額	
有形固定資産	32,767千円
無形固定資産	216,861千円
2．営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	75,449千円
為替差益	3,471千円
3．営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	17,202千円
4．特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	462,465千円
5．特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	39,113千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間  
 (自 2021年4月1日  
 至 2021年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通株式	9,440,289	87,049	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(注1)は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	3,450,000	3,450,000	-
その他有価証券	-	-	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	13,068,571	13,071,011	2,439
その他有価証券	19,341,671	19,341,671	-
デリバティブ取引 ( )			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	20,039	20,039	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 〇で示しております。

## (注1) 市場価格のない株式等

関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

( 1 ) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品  
第27期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引( ) 為替予約	-	20,039	-	20,039
合計	-	20,039	-	20,039

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

なお、投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の中間貸借対照表計上額は19,341,671千円であります。

( 2 ) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
第27期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	16,521,011	-	16,521,011
合計	-	16,521,011	-	16,521,011

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明  
有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末（2021年9月30日現在）

## 1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	10,768,571	10,772,071	3,499
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	10,768,571	10,772,071	3,499
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	5,750,000	5,748,940	1,060
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,750,000	5,748,940	1,060
合計		16,518,571	16,521,011	2,439

## 2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	11,941,000	13,348,744	1,407,744
小計		11,941,000	13,348,744	1,407,744
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	6,107,000	5,992,927	114,072
小計		6,107,000	5,992,927	114,072
合計		18,048,000	19,341,671	1,293,671

(注) 投資信託受益証券等であります。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第27期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

第27期中間会計期間末(2021年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,246,788	-	20,039
合計			1,246,788	-	20,039

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第27期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
投資信託委託業務	14,604,756千円
投資運用業務	8,499,817千円
投資助言業務	479,991千円
計	23,584,565千円

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

## 1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,214,017

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	第27期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	658,510円67銭
1株当たり中間純利益金額	54,675円29銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,929,426千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	<u>5,929,426千円</u>
期中平均株式数	108千株

## ( 重要な後発事象 )

第27期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

2021年6月30日に開催された定時株主総会において、定款の「任期」の条項に関し以下の変更が決議されました。

##### <変更前>

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

##### <変更後>

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

##### 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2021年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考) 再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2021年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(資本金の額：2021年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	
岡三証券株式会社	5,000	
楽天証券株式会社	7,495	
とうほう証券株式会社	3,000	
SMB C日興証券株式会社	10,000	
FFG証券株式会社 <sup>1</sup>	3,000	
松井証券株式会社	11,945	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	
株式会社東邦銀行	23,519	
株式会社千葉銀行	145,069	
株式会社北國銀行	26,673	
株式会社三十三銀行	37,461	

株式会社山口銀行	10,005	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322	
株式会社西日本シティ銀行	85,745	
株式会社北九州銀行	10,000	
株式会社富山第一銀行	10,182	
株式会社愛知銀行	18,000	
株式会社名古屋銀行	25,090	
株式会社熊本銀行	10,000	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
労働金庫連合会	120,000	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

1 債券重視型のみが取扱いとなります。

### (3) 投資顧問会社

#### a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー

#### b. 資本金の額

2021年3月末現在、204,000米ドル（約22百万円。1米ドル=110.71円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

#### c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

### (3) 投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用指図（国内の短期金融資産を除きます）を行います。

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2021年3月19日	有価証券報告書 有価証券届出書
2021年9月17日	半期報告書 有価証券届出書

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年1月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。



# 独立監査人の監査報告書

2022年1月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（標準型）の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年1月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）の2020年12月22日から2021年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイノパトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）の2021年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。